

# 第7次川崎市 子どもの権利に関する行動計画（案）

令和5(2023)年度～令和7(2025)年度

川 崎 市

令和4(2022)年11月

## 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4

### 第2章 これまでの取組の成果と課題

1 これまでの取組と成果	5
2 子どもの権利をめぐる現状と課題	9
3 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて	17

### 第3章 計画の基本的な考え方と体系

1 基本理念	19
2 基本目標	21
3 施策の方向	23
[計画の体系図]	28

### 第4章 推進施策と取組

施策の方向Ⅰ	30
施策の方向Ⅱ	32
施策の方向Ⅲ	34
施策の方向Ⅳ	41
施策の方向Ⅴ	44

### 第5章 重点的取組

重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組	45
重点2 子どもの意見表明・参加を支援する取組	47

### 第6章 推進体制及び評価・検証

1 推進体制	49
2 評価・検証	50

### 資料編

1 川崎市における子どもをめぐる現状	51
2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見	62
3 関係条例・規則等	69

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進展や社会経済状況の変化、また、新型コロナウイルス感染症による行動制限などに伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変容し、子どもたちに深刻な影響を及ぼしています。また、出入国管理及び難民認定法等の改正や外国人市民が増加する中、増加傾向にある外国につながる子どもや、特別な支援が必要な子どもなどに対し、個々の子どもや家庭のニーズに応じた支援が求められています。そのため、複雑かつ深刻化する子どもと家庭を取り巻く状況に対し、子どもの権利施策の一層の推進が必要となっています。

国においては、令和4（2022）年6月に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため「こども基本法」が成立し、令和5（2023）年4月の施行に合わせたこども家庭庁の設置に向け様々な準備が始まっています。

本市においては、子どもが実際に生活している場・地域社会において、子どもの目線に立って、保障されるべき権利を現実社会の中で活かし実現していくため、平成12（2000）年12月に川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）を制定しました。翌年4月の施行以降、条例第36条<sup>1</sup>の規定に基づき、子どもに関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的に、川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しています。

行動計画の策定にあたっては、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）からの答申「川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けて～子どもの意見表明・参加を中心～」（平成16（2004）年8月）、「川崎市子どもの権利に関する行動計画について～子どもの相談・救済及び居場所を中心とした総合的な行動計画の策定に向けて～」（平成19（2007）年6月）を踏まえながら、第1次、第2次行動計画を策定しました。また、第3次行動計画では、推進施策等を精査するとともに、第4次行動計画においては、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう体系を整理、第5次行動計画からは、計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するために施策の方向ごとに成果指標を設定するなどしながら、取組を推進してきました。

引き続き、多様な主体との協働のもと、条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して行動計画を策定します。

<sup>1</sup> 条例第36条第1項「市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。」

### ～川崎市子どもの権利に関する条例とは～

国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

平成元（1989）年に国連で「児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）」（日本は平成6（1994）年批准）が採択されました。条約の採択後、虐待や体罰、いじめなどにより子どもが苦しんでいたことを背景に、本市では子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、平成10年（1998）年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や子どもを含めた市民との意見交換を行って条例の骨子案について検証し、平成12（2000）年12月に条例を制定、平成13（2001）年4月に施行しました。

### ～川崎市子どもの権利委員会の役割～

条例では、第38条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証する機関として、人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会の設置を定めています。

市長は、施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向、重点施策などに反映させてきました。

諮問年	主な諮問事項	権利委員会	反映された行動計画
平成13年	子どもの参加	第1期	第1次（平成17～19年度）
平成16年	子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期	第2次（平成20～22年度）
平成19年	子どもの相談及び救済	第3期	第3次（平成23～25年度）
平成22年	条例の広報・啓発	第4期	第4次（平成26～28年度）
平成26年	子どもの成長に応じた育ちの支援	第5期	第5次（平成29～31年度）
平成29年	子どもに対する支援の協働・連携	第6期	第6次（令和2～4年度）
令和元年	子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとの子どもの関わり方	第7期	第7次二本計画

市と権利委員会は、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下「実態・意識調査」という。）を定期的に実施しています。

第7回の実態・意識調査（令和2（2020）年）においては、条例を「知っている」「聞いたことはあるが内容はよくわからない」と答えた子どもが52.5%、大人は33.2%となっており、大人に対する条例の周知がより必要であること、また、7つの権利のうち自分（子ども）にとって大切な権利の選択では、「安心して生きる権利」が子ども・大人・職員共通して最も高い割合となった一方、子どもは7つの権利いずれも10%以上の回答があったが、「参加する権利」については大人・職員両者とも10%を切る回答割合となり、子どもの参加を促進するためにも条例を広報する中で参加の大切さを合わせて伝えていく必要があること、困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「したいけどできない」「したいと思わない」と答えた子どもは63.5%あり、相談しやすい環境づくりを進める必要があることなどがわかりました。

第7期の権利委員会は、実態・意識調査の結果や市民・行政職員との対話（意見交換）の内容等をもとにして施策の検証を行い、「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとの子どもの関わり方」を市長へ答申しました（令和4（2022）年6月）。この中で、子ども参加・

意見表明の機会・実情を再確認しつつ、より積極的な支援を行うこと等の提言を行いました（P.62 参照）。

条例第36条第2項は、行動計画の策定にあたっては権利委員会の意見を聴くものと規定しています。権利委員会は「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」（令和4（2022）年7月）をまとめ、第7次の行動計画を策定するにあたっては、長期化するコロナ禍による子どもに関する課題への対応を進めるとともに、学校での子どもの権利保障が促進される取組、地域の実情や子どもの多様な背景に合わせた居場所を充実させるための取組を重点にすべきとの意見を提出しました。（P.64 参照）。

第7次行動計画はこのような権利委員会の意見と、第6次行動計画から引き続き、現在の社会において見過ごせない課題を踏まえて策定します。

## 2 計画の位置付け

### （1）川崎市総合計画との関係

行動計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の政策5・2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための計画として位置付けています。

また、同計画第3期実施計画においては、職員一人ひとりがこれまで以上にSDGsを強く意識して各施策・事務事業に取り組むとともに、市が進める各施策とSDGsとの関係をより市民に分かりやすく伝えるため、総合計画に掲げる施策・事務事業とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進します。



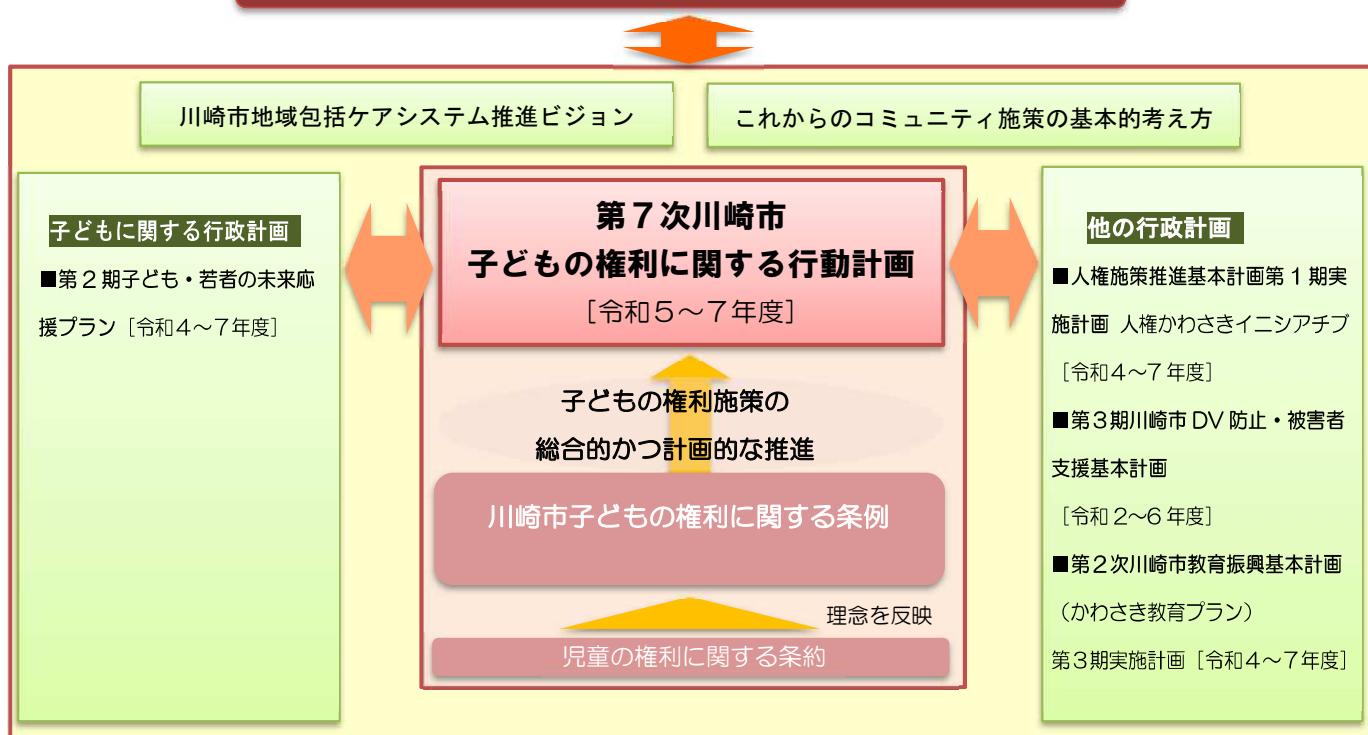
## (2) 他の計画等との関係

条例第3条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

行動計画は、子どもから高齢者まで全ての地域住民を対象にし、本市の個別計画の上位概念に位置付けられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」、子どもに関する行政計画である「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画(人権かわさきイニシアチブ)」、教育に関する行政計画である「川崎市教育振興基本計画(かわさき教育プラン)」等との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【第7次行動計画の関連図】

川崎市総合計画 [第3期実施計画期間：令和4～7年度]



## 3 計画の期間

第7次行動計画の期間は、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間とします。

## 第2章 これまでの取組の成果と課題

### 1 これまでの取組と成果

本市では、平成13（2001）年の条例施行以降、子どもの権利を保障するため、市政に対し子どもの意見を求めるための川崎市子ども会議や相談救済機関である人権オブズパーソンの設置など各種制度を整備するとともに、これまで第1次から第6次までの行動計画を策定し、3つの基本目標を掲げて子どもの権利の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。これまでの行動計画の基本目標（P.21 参照）に基づく主な取組、第6次行動計画における取組及び成果指標に対する結果は、以下のとおりです。

#### （1）子どもの安心と自己肯定感の向上

→基本目標(1) P.21

子どもがあらゆる差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、子どもが安心して生きていくことができるよう、平成24（2012）年に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定、いじめ防止対策推進法<sup>2</sup>に基づいて平成26（2014）年に「川崎市いじめ防止基本方針」を策定し、「かわさき共生＊共育プログラム」や「川崎市児童虐待対応ハンドブック」の作成などいじめや虐待防止に取り組んできました。

子どもの権利について子ども自身が理解し自己肯定感を持てるよう、市立学校での子どもの権利学習や、市民協働による「かわさき子どもの権利の日事業<sup>3</sup>」等の広報・啓発事業を実施してきました。また、子どもの成長段階に合わせて、理解しやすい広報資料として、アニメーションを使った映像資料や絵本、子ども向けの条例解説リーフレット等を作成し、活用を進めるなど子どもの権利についての理解と関心を深める取組を推進してきました。

#### <第6次行動計画における取組>

第8回の実態・意識調査（令和4（2022）年）では、条例を「知っている」と回答する学校や子どもに関わる施設の職員の割合は81.7%であり、第6次行動計画策定時の76.8%から4.9ポイント上昇しました。学校や子どもに関わる施設の職員、行政職員などは、条例について当然に理解している必要があるため、各種研修等において子どもの権利や条例についての資料提供、研修等への講師派遣などの取組を進めました。

また、個別の必要に応じた支援について、外国につながりのある子どもへの日本語指導体制の充実や、学校での情報提供やコミュニケーションを支援するための通訳機器の設置など一人ひとりに応じた支援を行いました。また、子どもや保護者が性別による差別や不利益を受けた

<sup>2</sup> いじめ防止対策推進法：平成25（2013）年に定められた法律で、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策について定めるとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

<sup>3</sup> かわさき子どもの権利の日事業：条例で定めるかわさき子どもの権利の日（11月20日）にちなんで実施する子どもの権利の啓発事業。多くの市民活動団体の参画により事業の企画運営が行われています。

り適切な支援を受けることができずに孤立したりすることを防止するため、セミナーの開催や、学校における性の多様性プログラムや教職員研修等を通じて、LGBT をはじめとする性的マイノリティへの誤解や偏見をなくし、正しい理解を広める取組を進めました。

## (2) 子どもの意見表明・参加の推進

→基本目標(2) P.21

子どもが市政や施設運営等に参加する仕組みとして、平成 14（2002）年に「学校教育推進会議」を設置しました。また、市・行政区・中学校区の「子ども会議」を開催するとともに、市子ども会議と行政区子ども会議との交流会を開催して子ども会議同士の交流を促進しました。

子ども文化センター<sup>4</sup>に「子ども運営会議」を設置するなど子どもの意見表明と参加を推進してきました。

平成 16（2004）年、市ホームページ上に「こどもページ」を作成し、子どもの参加を支援しました。

### <第6次行動計画における取組>

市子ども会議においては、公募で集まった子どもたちが自ら設定したテーマ（教育の多様性・川崎市の魅力発見・給食残食を縮減など）について検討を行い、市に意見表明を行うことができるよう、必要な支援を行なながら推進しました。

特に、アンケート調査や関連施設の見学、市職員からの聞き取り調査などの活動への支援や、市子ども会議以外の幅広い子どもたちとの意見交換を行う場を用意することで、子どもの意見表明の機会を確保することができました。

その他、各局で実施している子どもを対象とした各種事業について、コロナ禍の影響を受け、中止せざるを得ない事業もありましたが、インターネットの活用や取組手法の変更など事業実施方法を工夫することにより、子どもが参加できる場を提供しました。

また、インターネットを活用して、普段から川崎のまちに対して思っていることやまちを良くするためのアイデアなど、令和4（2022）年12月から、子どもからの意見聴取の試行実施に取り組みます。

## (3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

→基本目標(3) P.22

権利侵害からの相談・救済機関として、平成 14（2002）年に「人権オンブズパーソン<sup>5</sup>」を設置、平成 27（2015）年に「24 時間子供SOS電話相談」を開設するなど、子どもの相談・救済に取り組んできました。

<sup>4</sup> こども文化センター：児童福祉法第 40 条に規定する「児童厚生施設」で、子育て支援、小学生・中学生・高校生の居場所づくりを行うとともに、乳幼児から高齢者までの多様な世代が交流しながら主体的に活動できる地域の拠点施設として設置しています。

子どもの居場所<sup>6</sup>として、また、子どもが自由に安心して集うことができる拠点施設として、平成15（2003）年に「川崎市子ども夢パーク<sup>7</sup>」を開設しました。更に、多世代で学ぶ生涯学習拠点として平成26（2014）年に「地域の寺子屋<sup>8</sup>」を開設するなど、地域の教育力向上を図るとともに子どもの居場所づくりを推進してきました。

府内体制については、平成28（2016）年度にこども未来局を新設し、子どもの権利保障を子ども施策全体でより総合的に推進していく体制になりました。また、地域包括ケアシステム<sup>9</sup>を推進するため、平成28（2016）年度に子どもや子育て中の親等を含む全ての人への切れ目のない一体的な支援等を実施する区役所地域みまもり支援センターを設置しました。

### <第6次行動計画における取組>

子どもが困ったときに自分自身でも相談ができるよう、SOSカードや相談窓口を掲載した相談カード等を作成し、学校を通じて全児童生徒に配布するなど相談・救済についての周知に努めました。

地域における子育て及び教育環境の整備等について、各区役所地域みまもり支援センターにおいて子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催することで家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深めて情報共有と相互協力により連携を強化し、各成長段階を通して子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援体制を構築しました。

### 第6次行動計画の成果指標に対する実績

#### 施策の方向I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

成果指標 条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
49.7%（子ども：11～17歳）	54.0%以上	59.7%
38.3%（大人：18歳以上）	43.0%以上	42.8%

<sup>5</sup> 人権オブズパーソン：川崎市人権オブズパーソン条例に基づき、子どもの権利侵害や男女平等に関する人権侵害について相談や救済の申立てができる機関。

<sup>6</sup> 子どもの居場所：条例第27条では、「子どもの居場所について、「子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係を作り合うことができる場所」が大切であるとしています。

<sup>7</sup> 川崎市子ども夢パーク：条例の「子どもの居場所」「子どもの活動拠点」を具現化する施策の1つとして設置された施設であり、運営方法や利用のルール、行事企画などは子どもの参加により決定しています。

<sup>8</sup> 地域の寺子屋：地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点となる場。各学校の開放施設等を活用し、平日週1回の学習支援、土曜日等月1回の体験活動・世代間交流を行っています。

<sup>9</sup> 地域包括ケアシステム：誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域において、介護、医療、福祉、生活支援などの必要なサービスが必要な方に提供されるための仕組み。「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき同システムの構築を推進しています。

## 施策の方向Ⅱ 個別の支援

成果指標 子どもが生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「だいたい思う」と回答する市民の割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
80.3%（子ども：11～17歳）	83.0%以上	89.7%
75.2%（大人：18歳以上）	77.0%以上	79.9%



## 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

成果指標 条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
22.6%	13.0%以下	17.5%



## 施策の方向Ⅳ 子どもの参加

成果指標 地域の話し合い（子ども会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
70.6%（子ども：11～17歳）	60.0%以下	78.9%



## 施策の方向Ⅴ 相談及び救済

成果指標 困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「したいと思わない」と回答する子どもの割合

第6次計画策定時	目標値	現状（令和4年）
52.4%（子ども：11～17歳）	47.0%以下	63.3%



## 2 子どもの権利をめぐる現状と課題

平成17（2005）年度以降、3年を一期とした第1次～第6次の行動計画では、各種制度を整備するとともに、さまざまな取組を推進してきました。

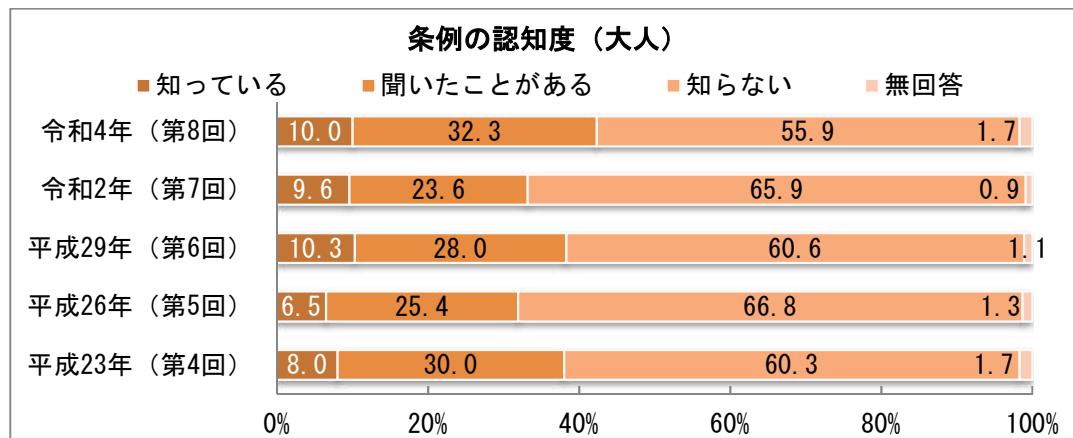
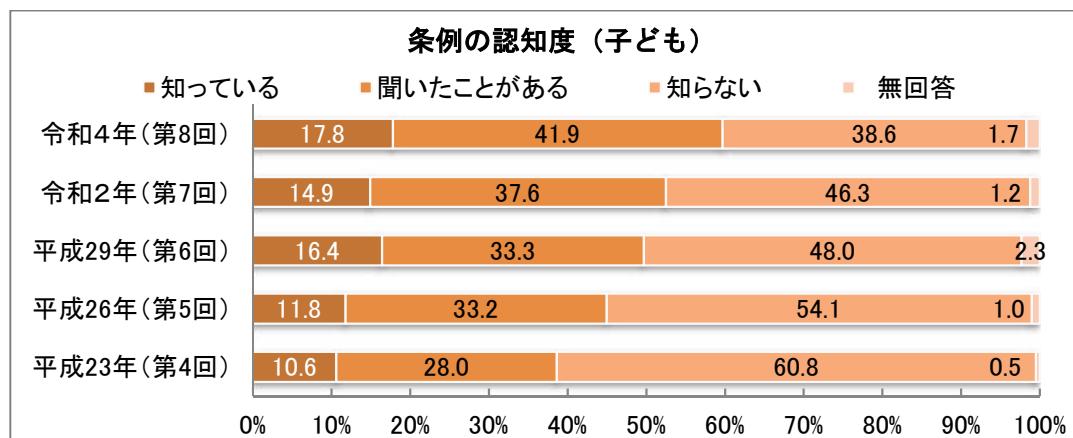
第8回の実態・意識調査等から、条例の認知度や子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済等など、本市の子どもの権利をめぐる現状について確認したところ、引き続き、その取組の推進が必要であることがわかりました。

そのため、第7次行動計画においても、5つの施策の方向に基づき、24の推進施策を進めていきます。

※統計資料は、端数処理を行っているためパーセンテージの合計が100と一致しないことがあります。

### （1）条例と子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

第8回の実態・意識調査では、条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する割合は子ども59.7%、大人42.3%でした。



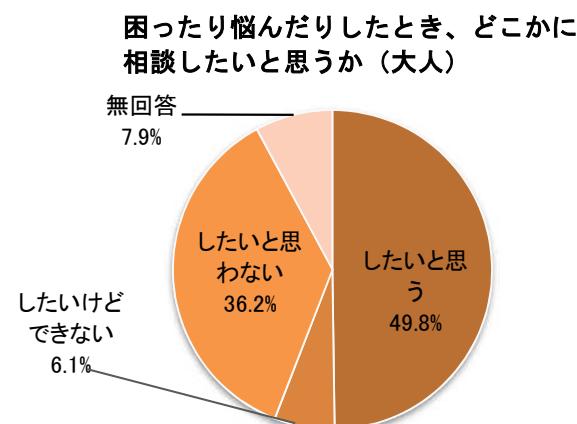
出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

第1回の実態・意識調査（平成16（2004）年）では、子ども45.2%、大人31.0%という結果となり、以降、一時的に低下していた認知度は、子どもについては上昇していることから、権利学習やリーフレットの配布などの取組について一定の効果は認められますが、大人については30%から40%の間で停滞しており、周知方法の工夫が課題となっています。約4割の子どもと約6割の大人が条例を知らないことは望ましくなく、この結果を踏まえ市民の条例への理解と関心を広め、子どもの権利に関する意識の普及啓発が一層求められます。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅰ 推進施策（1）取組②／P. 30]

## （2）子どもの養育の支援について（条例第18条関連）

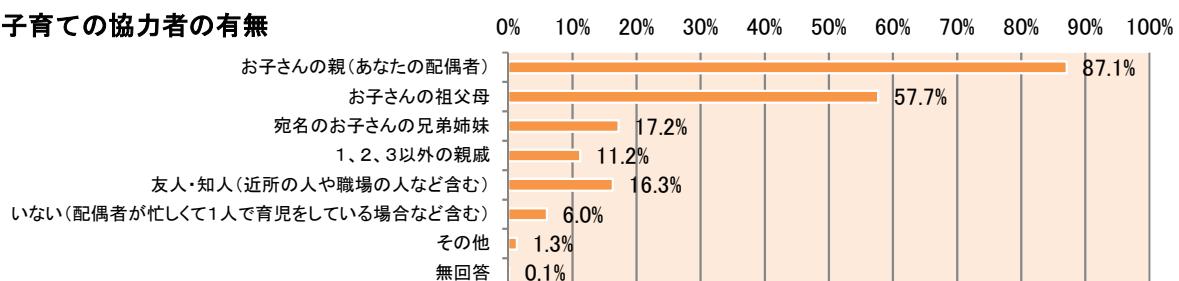
第8回の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたとき、（相談・救済機関のうち）どこかに相談したいと思いますか。」という質問に対し、「どこに相談したらよいかわからない」、「相談実績等がわからず解決につながるのか不安」「他に相談できる人がいる」などといった理由により、42.3%の大人が「したいけどできない」、「したいと思わない」との結果でした。



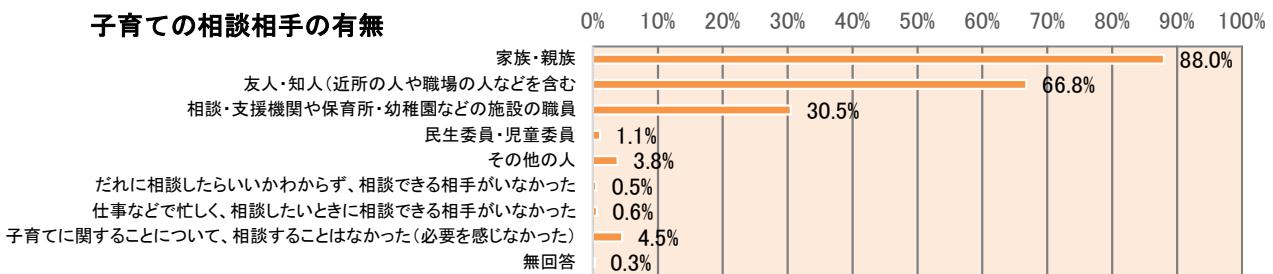
出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

令和2（2020）年の川崎市子ども・若者調査では、子育てにおいて普段協力してくれる方がいるか聞いたところ、「お子さんの親（あなたの配偶者）」が87.1%と最も高く、次いで「お子さんの祖父母」の57.7%となっています。また、子育てに関する相談を誰に相談したかについては、「家族・親族」が88.0%となっています。

### 子育ての協力者の有無



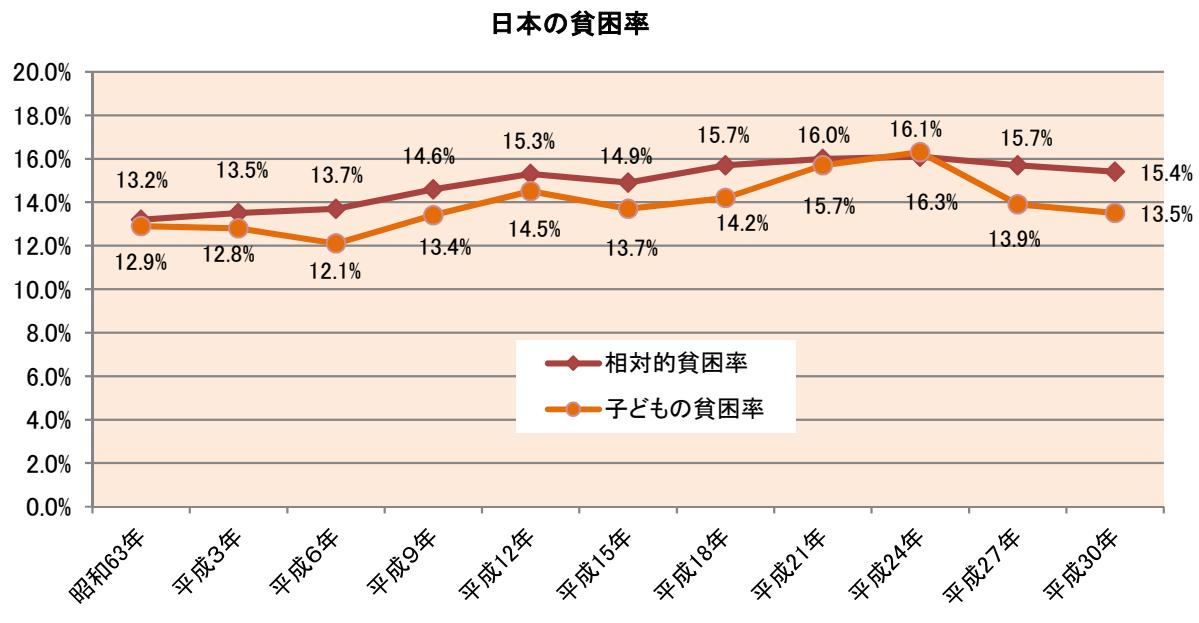
### 子育ての相談相手の有無



出典：川崎市子ども・若者調査（令和2年）

社会状況や子どもを取り巻く環境が変化する中で、子育てをする親等が地域の中で孤立することを防ぐことは課題であり、各種相談・救済事業等により支援を進めていく必要があります。

また、令和元（2019）年の国民生活基礎調査（厚生労働省）では、国の子どもの貧困率<sup>10</sup>は13.5%となっています。



出典：令和元年 国民生活基礎調査（厚生労働省）

貧困は、子どもの心身の成長や学力の向上に大きな影響をもたらす恐れがあり、子どもの権利に関わる課題の一つとして、経済的に困窮したりするなど子どもの養育が困難な状況にある親と子どもへの支援を一層進めていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（7）取組⑬⑭／P. 34]

### ～ヤングケアラー～

通学や仕事のかたわら、家族の世話や家事などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを一般的に「ヤングケアラー」と呼んでいます。その背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった要因があると考えられます。ヤングケアラーは、年齢は成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育、友人や周囲との関係などに影響があるにも関わらず、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいといった課題があります。

国においては、厚生労働省と文部科学省が連携して、福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置して、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるための検討結果をまとめました。国が行った実態調査（令和3（2021）年3月）では、本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が伺えるという報告がなされました。

各地域において、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けて、福祉機関と教育機関を中心とした関係機関・団体が連携しながら取組を進めていくことが求められています。

<sup>10</sup> 子どもの貧困率：子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得（いわゆる手取り収入）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合をいいます。

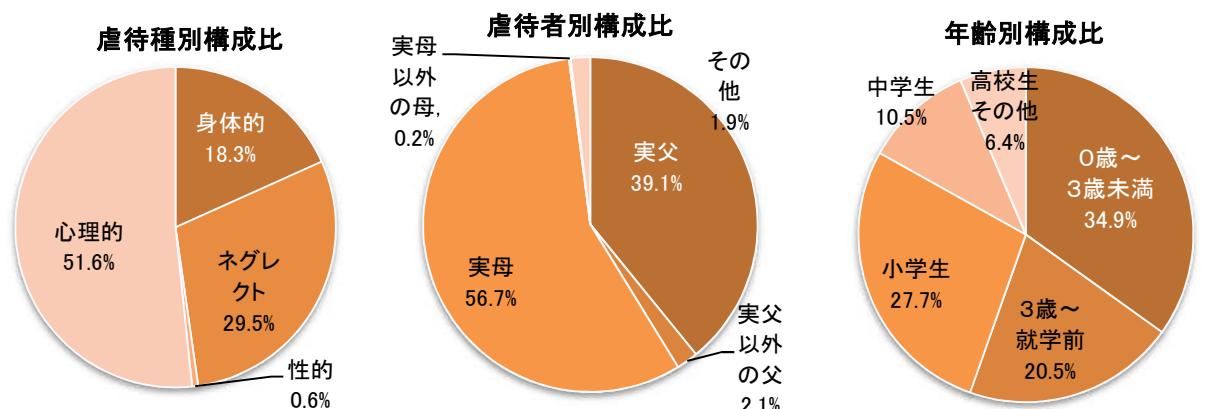
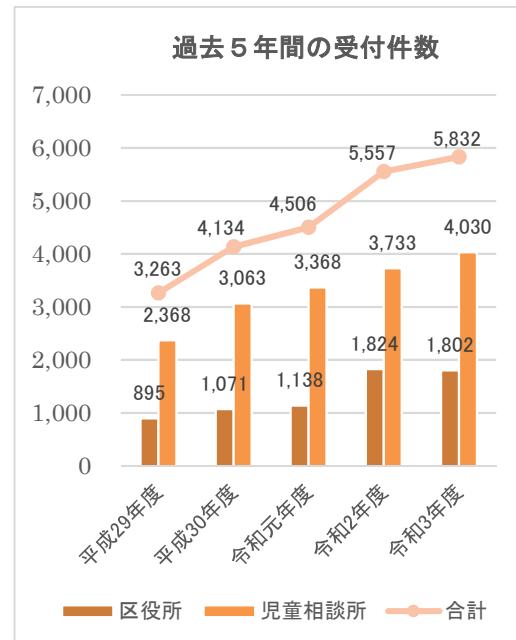
## (3) 児童虐待について（条例第19条関連）

川崎市内の児童相談所が受理した児童虐待相談・通告件数は、平成22(2010)年度以降年間1,000件を超える相談・通告を受け付けており、平成30(2018)年度に3,000件、令和3(2022)年度には4,000件を超える状況となっています。平成25(2013)年度から区役所及び地区健康福祉ステーションでも相談通告を受理することとなり、平成30(2018)年度に1,000件を超える状況となっています。令和3(2021)年度は、児童相談所と区役所を合わせ、全市で5,832件であり、増加の傾向が続いている。

虐待種別では、心理的虐待の相談・通告件数が増加しており、全体の5割を超えています。心理的虐待には配偶者間暴力(DV)の目撃、近隣からの泣き声通告も含まれています。(平成16(2004)年からの改正児童虐待の防止等に関する法律で子どもの面前での配偶者間暴力は心理的虐待となっています。)

年齢別では0歳から就学前の子どもが55.4%と半数以上を占め、次いで小学生は27.7%、中学生は10.5%となっており、虐待を受けている子どもの約8割は小学生以下となっています。

虐待者別では、主な虐待者は実母が56.7%と最も多くなっています。



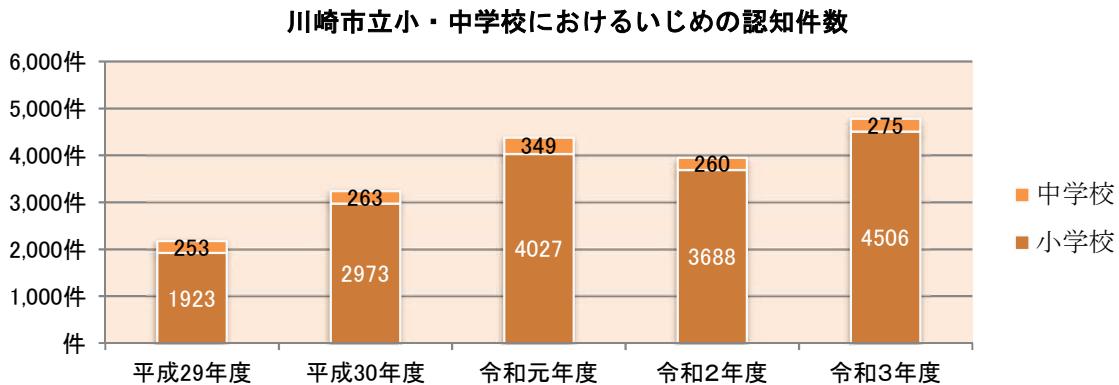
出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（令和3年度版）

児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、親支援等を通じて予防する必要があります。また、学校や子どもに関わる施設の職員の知識・知見の習得と数多くの現場経験を積むことによる専門性の確保も課題であり、未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(9) 取組⑯⑰⑱／P. 35]

#### (4) いじめについて（条例第24条関連）

令和3（2022）年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、4,781件でした。



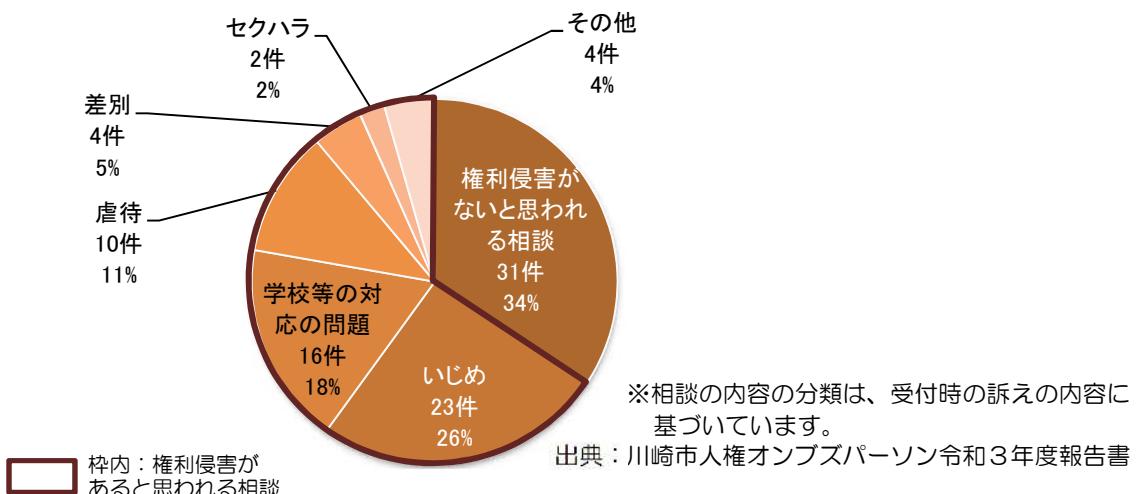
出典：令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（川崎市・文部科学省）

いじめの解消率は、小・中学校あわせて77.6%で、令和2（2020）年度の70.6%から7ポイント増加しています。

文部科学省は、積極的にいじめを認知することとし、いじめの認知件数が多いことについては、肯定的に評価しています。いじめを受けている児童生徒から明確ないじめのサインが出されることが少ないものと考え、児童生徒に関わる大人は訴えを待つ受け身ではなく、積極的に情報を得る意識といじめ防止に向けての速やかな行動が必要となります。今後も学校と連携して、いじめを積極的に認知することが対応の第一歩であることを念頭に置き、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応する必要があります。

また、令和3（2021）年度の人権オブズパーソンの相談内容においては、権利侵害があると思われる相談59件の中で、いじめに関する相談が最も多く、23件（26%）となっています。

#### 人権オブズパーソンにおける子どもの相談内容



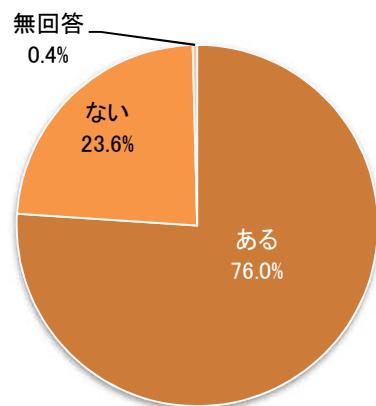
いじめは子どもの権利の重大な侵害であり、学校や子どもに関わる施設の職員に対する人材育成等による専門性を確保することは課題です。また、職員個人で抱え込まず学校や施設全体で、また必要に応じて関係機関や地域と連携をしながら、未然防止及び早期発見・早期対応につながる取組をより進めていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（12）取組㉓㉔㉕／P. 38]

### （5）子どもの居場所について（条例第27条関連）

第8回の実態・意識調査では、「地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。」という質問に対し、23.6%の子どもが「ない」との結果でした。

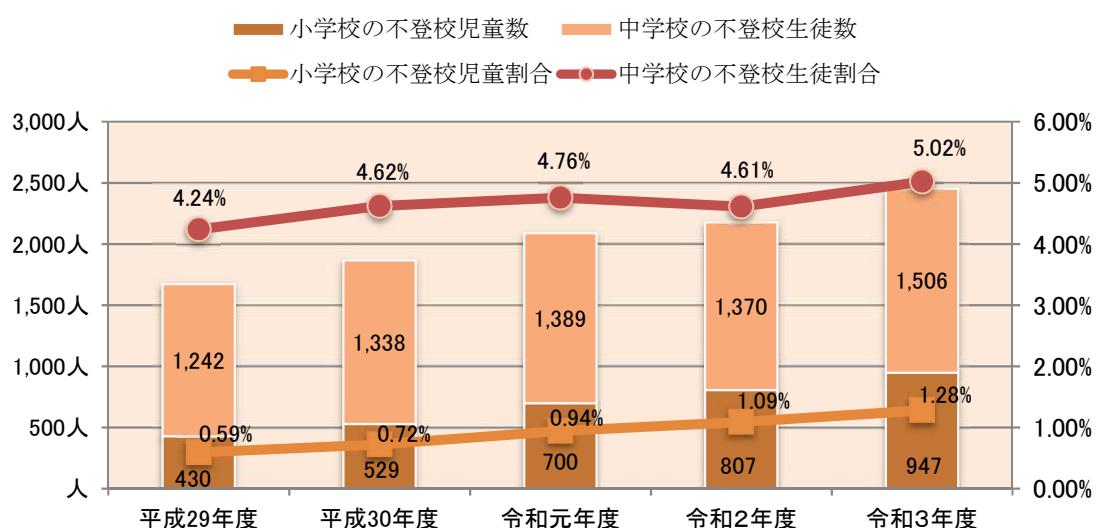
地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分の好きなことをする場所があるか



出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

また、令和3（2021）年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、川崎市立小学校の不登校児童は947人で、中学校の不登校生徒は1,506人でした。

川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数と割合



出典：令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（川崎市・文部科学省）

すべての子どもに対して、地域における居場所の確保が課題となっています。不登校児童生徒数が増加する中では、不登校の児童生徒が安心して過ごせる居場所が確保できるよう、適応指導教室「ゆうゆう広場」、「フリースペースえん<sup>11</sup>」、「こどもサポート<sup>12</sup>」などの施設を通じて支援を進めるとともに、子ども一人ひとりが、ありのままの自分でいられ、安心して過ごすことができる「居場所」を持つことができるように、市内で子どもが利用する既存の施設を積極的に活用し、地域で子どもの居場所づくりを行っている市民団体とも連携しながら、地域の中においてさまざまな形で居場所づくりを進めていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（15）取組⑩⑪⑫⑬／P. 40]

#### （6）子どもの意見表明・参加について（条例第29条関連）

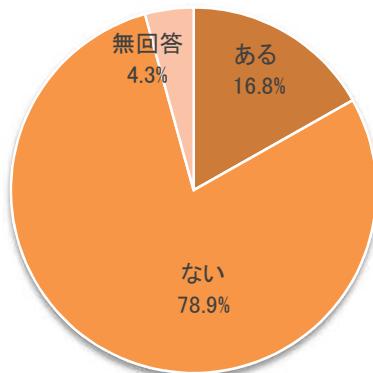
第8回の実態・意識調査では、子ども会議や地域のイベント等運営会議など、地域の中で「話し合ったり意見を言ったことがありますか。」という質問に対し、78.9%の子どもが「したことない」との結果でした。

「こども基本法」には、その基本理念として、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」という事項が盛り込まれるとともに、基本的施策として「施策に対するこども等の意見の反映」が位置付けられるなど、意見表明・参加についての取組の推進が求められています。

子どもは現在の社会を構成する一員であり、社会は子どもに開かれていなければなりません。子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が十分に反映されるよう、これまでの取組を活かしながら、子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を促進するため、仕組みの充実や情報提供などの取組が必要です。

[第7次行動計画への反映：施策の方向Ⅳ 推進施策（17）取組⑯⑰⑱⑲／P. 41]

地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議など）に参加したことがあるか



出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

<sup>11</sup> フリースペースえん：学校外で多様に育ち、学ぶ場として川崎市子ども夢パークに設置された公設民営のフリースペース。

<sup>12</sup> こどもサポート：主に区役所において実施している子どもの居場所提供事業またはその施設のこと。川崎区の旭町こども文化センターの一部を活用した「こどもサポート旭町」、小田こども文化センターの一部を活用した「こどもサポート小田」、高津区の「こどもサポート宮ノ下」、宮前区の南野川小学校第4校舎の一部を活用した「こどもサポート南野川」の4つがあります。

### ～子どもの参加に関する主な仕組み～

**子ども会議**：条例の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために開催されています。子どもたちは、子どもの自主的及び自発的な取組により、子どもの意見を整理し、市長に提出することができます。

**学校運営協議会**：保護者や地域住民等が学校運営や学校に必要な運営支援について協議するため開催されています。児童生徒が学校での取組や地域への願い等について地域住民に伝える機会を設けています（学校教育推進会議含む）。

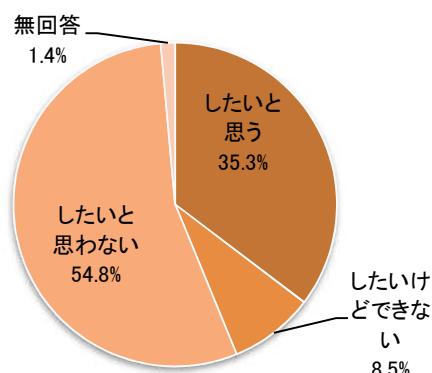
**子ども運営会議**：こども文化センターの利用者である子どもとその職員によって構成され、こども文化センターの運営や行事等について話し合う会議。すべてのこども文化センターに設置されています。

### (7) 相談機関・救済制度の利用について（条例第35条関連）

第8回の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたとき、（相談・救済機関のうち）どこかに相談したいと思いますか。」という質問に対し、63.3%の子どもが「したいと思わない」、「したいけどできない」と回答しました。

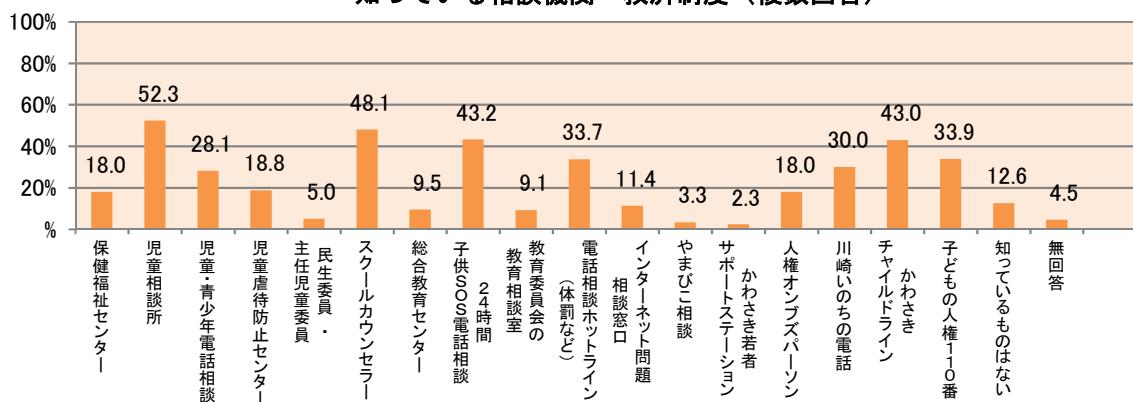
相談機関・救済制度については、「知っているものはない」と回答した子どもが12.6%であったことから、多くの子どもがいずれかの機関・制度を知っているにもかかわらず、必要なときに相談先として選択されないという結果が表れています。

困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思うか（子ども）



出典：第8回実態・意識調査（令和4年）

知っている相談機関・救済制度（複数回答）



また、困ったり悩んだりしたときに相談したいけどできない理由について、相談に行くのに「勇気がいる」や「恥ずかしい」「自分の意見を話すが苦手」「相手に迷惑ではないか不安」などが挙げられていました。

条例第12条では、子どもはあらゆる権利侵害から逃れられ、状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されなければならないとしています。設置されている相談・救済機関が十分に活用されているとは言えない状況は課題であり、子どもを権利侵害から守るために、子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。また、子どもには、困ったときに相談してよいことを伝えていく必要があります。

[第7次行動計画への反映：施策の方向V 推進施策（23）（24） 取組④⑤⑥／P. 44]

### 3 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化したことによる、様々な不安や地域における孤立感などの高まりを背景に、児童虐待相談・通告件数は年々増加傾向にあります。また、いじめ等の問題の深刻化や新型コロナウィルス感染症に起因する行動制限などにより、子どもは日常生活の中で生きづらさを感じていることも考えられます。子どもが将来に夢と希望を抱き、学びや体験を通して自信を持ち、あらゆることに挑戦できることを、子どもを含めた市民が実感できる取組が求められています。

本市では、全国に先駆けて条例を制定し、子どもの権利に関する施策を推進してきました。令和3年4月には施行20年を迎え、改めて条例の意義や施策が、一人ひとりの子どもを支援することにつながっているかを意識する必要があります。また、子どもの権利をめぐる課題には、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多いことから、行政だけではなく多様な主体と協働・連携した取組や持続的な取組が必要です。

これまで、ともに検証活動を進めてきた権利委員会からは、「第7次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」として、計画の策定にあたっては、これまで条例に位置付け進めてきた取組について、より一層の推進を図ると同時に、特に重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目があげされました。

①長期化するコロナ禍による子どもの権利に関する課題への対応

②学校での子どもの権利保障（条例第7・21・23・24・32条関連）

③居場所（条例第27条関連）

（P.66 参照）

①においては、主な内容として、コロナ禍での行動制限が子どもに及ぼす影響を調査分析し、影響を低減させるために庁内横断的に取り組むことや、虐待件数の増加等に対しキャッチアップ手法を改善・多様化すること、また、子どもに関わる施策・行事の変更時において子どもの

参画など子どもの権利主体性の手続き的担保が図られることなどについて、御意見をいただきました。

②においては、全ての学校職員が条例を学び、常に意識して子どもに関わることや、虐待、体罰、いじめ等問題が起こった場合、当事者同士だけでの解決に頼らず、学校のみならず関係機関や支援者を交えて対応し、子どもの最善の利益を考え再発防止に努めること、また、学校等で主体的に意見を表明し、子どもが主体的に参画する学びの場となるよう、子どもが教員や大人に意見を言える雰囲気を醸成することなどについて、述べられています。

③においては、子どもたちが権利の主体であることを、居場所での実体験を通して知ることにより、自ら大切さに気付くことができると考えられ、子どもの居場所に関わる大人は、条例を常に意識して子どもに関わることが大切であることや、居場所が子どもの SOS をキャッチする場として重要であること、また、子どもの権利を保障するための選択肢の多様化、地域団体と連携した取組などについて御意見をいただきました。

児童虐待や体罰、いじめ等については、国内で深刻な問題として取り上げられており、本市においてもそれは例外ではありません。被害にっている子どもは、親にも学校等の職員にもなかなか打ち明けられずに、状態が深刻化してしまうこともあります。早期の把握と関係機関等による連携した対応が重要です。

また、子どもの意見表明・参加については、条例施行から約 20 年余が経過し、社会環境が大きく変化した現在においても、子どもを単に保護する対象ではなく、大人とともに社会を構成するパートナーであると捉え、その主体的な地位を保障する必要があります。子どもが現代の市民社会を大人とともに築いていく「市民」として、家庭・学校・地域の中で安心して自分を表現し、他の人の関係性を構築しながら、今の社会に生きている実感を持てることこそ、子ども自身の成長に極めて大切です。そのためにも、地域の中に自分らしく安心して過ごし活動できる機会や居場所を充実させることも重要です。

さらに、子どもに関わる職員は、条例を理解し、子どもの権利を常に意識して子どもに関わるとともに、関係局が連携し横断的に取り組む必要があります。

第7次の行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会から行動計画策定に向けた3つの重点的に取り組む必要があるとされた意見に含まれる「虐待・体罰・いじめ等からの救済方法や未然防止の重要性」及び「子どもが権利主体として参画し実体験を重ねることの重要性」の2つの要素と、居場所は2つの要素を支える礎であることを踏まえ、24 の推進施策（P.29 参照）と併せて「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、「子どもの意見表明・参加を支援する取組」の2つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します（P.45～）。

## 第3章 計画の基本的な考え方と体系

### 1 基本理念

本市の子どもに関する施策を推進するにあたり、第7次行動計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

権利委員会では、これまで答申等を通じて、子どもの権利保障を進めるためには、条例に示される子どもの権利に関する考え方方が広く理解されると意見しています。

条例は、その前文で子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しており、その内容は、子どもの権利に関連する各施策を進める上で欠かすことのできないものです。そのため、第7次行動計画においても第6次行動計画を踏襲し、条例の前文を基本理念に掲げて取組を推進します。

#### (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である

これは、条例策定時の平成11（1999）年12月に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切に」してほしい、「子どもを大人より下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いを反映したものです。

(2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである

条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利行使する主体」として「子ども観」を転換しており、条例においてもこのことを基本としています。そして、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則のもとで、子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触っています。さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けました。

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

児童憲章<sup>13</sup>では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとしており、条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で、子どもと大人の対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けて、本市における子どもの役割を表しています。

(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

「子ども最優先」という国際原則を踏まえて、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

<sup>13</sup> 児童憲章：日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るために、昭和26（1951）年に制定された憲章（国の重要な原則）です。

## 2 基本目標

権利委員会では、「子どもの安心」、「子どもの自己肯定感の向上」、「子どもの意見表明」、「子どもの参加」、「子どもにやさしいまち」の5つを条例が目指すべき大きな柱であるとしています。いずれも子どもの権利を保障する上で大変重要な項目であることから、基本理念を踏まえて、これらを次の3項目に整理して基本目標とします。

### (1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持つることを目指します。

自己肯定感とは、ありのままの自分を肯定的に捉え、自分が自分であって大丈夫と思える気持ちです。第4回の実態・意識調査結果の分析では、自己肯定感が高いほど、疲れや不安などを感じにくく、大人に相談しやすい傾向があることが分かっています。

子どもは、子どもの権利について学習することで、自分にも権利があることを認識し、自分が大切にされてよい存在なのだということに気づくことができます。ひいては、他者の権利を尊重する力や権利行使する責任などを身に付け、お互いに尊重し合えるようになります。

子どもが、その権利が保障される中で安心して豊かな子ども時代を過ごせるためには、子どもが条例の学習などを通じて自らの権利について理解する機会を確保することはもちろん、子どもを取り巻く大人も子どもの権利について理解を深めることが必要です。

子どもの権利に対する関心と理解をより一層深めるため、条例の広く効果的な普及を目指します。

### (2) 子どもの意見表明・参加の推進

子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであり、子どもには社会に参加する権利があります。子どもは社会の中で子どもとして固有の役割を持っており、家庭、学校や子どもに関わる施設、地域、市政など、子どもがさまざまな場面において自由に意見を表明する権利を保障するためには、単に子どもの意見を聞く機会を保障するのではなく、私たちの社会が、その一員である子どもの意見をいかにして尊重し、活かしていくかが重要です。

大人が一方的に決めるのではなく、子どもが自主的・自発的に、どこでも何に対しても参加できることで、現在、そして未来の社会の担い手として育つことができます。

子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

### (3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活していく上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。そのために市は、あらゆる施策を通じて、子どもの最善の利益に配慮し、教育、福祉、医療等の連携・調整を図り、一人ひとりの子どもに向き合って支援することで、子どもの権利を尊重し、保障する責務があります。

子どもが愛情と理解をもって育まれ、安心して生活することができるまち。一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち。どの子どもにもホッとできて自分らしくいられる居場所があるまち。子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談でき、いきいきと育つことができるまち。市は子どもの笑顔が、家庭に、学校に、街角にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

### 3 施策の方向

基本目標を踏まえ、各施策の条例における位置付けを明確にするため、条例の各章の趣旨を示したものを「施策の方向」に位置付けます。

また、本計画の基本目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するため、施策の方向ごとに「成果指標」を設定します。それぞれの目標値は、計画期間中に2~5ポイント程度の改善を目指して設定しています。

なお、指標は、全て第8回の実態・意識調査を基にしています。

#### 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

条例第6条は「市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする」と規定しています。条例の目的である子どもの権利の保障のためには、子どものみならず、大人にも子どもの権利についての意識を普及することが重要であることから、より多くの市民が子どもの権利に対する関心と理解を深められるよう、さまざまな媒体による効果的な広報や市民参加のもとで、子どもの権利の啓発イベントなどを行います。

→ [推進施策と取組／P.30～]

##### 成果指標

条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合

##### 1 子ども（11～17歳）

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
59.7%（子ども：11～17歳）	63.0%以上	54.0%以上

##### 2 大人（18歳以上）

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
42.3%（大人：18歳以上）	46.0%以上	43.0%以上

**設定の理由：**子どもの権利について明示した条例を知っている市民が増えれば、子ども自身や子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保障につながっていくと考えることができるため。目標値については、子ども・大人どちらも現状から約3ポイント増加で設定する。

## 施策の方向Ⅱ 個別の支援（条例第2章）

条例第16条は「子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる」と規定しています。子どもがあらゆる形態の差別を受けることなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

→ [推進施策と取組／P.32～]

### 成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「だいたい思う」と回答する市民の割合

#### 1 子ども（11～17歳）

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
89.7%	94.0%以上	83.0%以上

#### 2 大人（18歳以上）

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
79.9%	85.0%以上	77.0%以上

**設定の理由：**子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度合が推測できるため。目標値は、それぞれ現状から約5ポイントの増加を目指す。

## 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 (条例第3章)

条例第3章（第17～28条）は、家庭、育ち・学ぶ施設<sup>14</sup>、地域が子どもの権利保障に果たす役割や責務を規定しています。子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行います。

→ [推進施策と取組／P.34～]

### 成果指標 1

条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
17.5%	12.0%以下	13.0%以下

**設定の理由：**子どもに関わる職員が条例について理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されると考えることができるのであるため。目標値は、第6次において目標を達成できていないものの、職員が条例を理解していないことは見過ごせない状況であるため、現状から約5ポイントの改善を目指す。

<sup>14</sup> 育ち・学ぶ施設：条例では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設を「育ち・学ぶ施設」としています（条例第2条第2号）

**成果指標2**

子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

NEW

現状	計画期間の目標値(令和7年度)	第6次の目標値(参考)
15.0%	10.0%以下	—

**設定の理由**：子どもに関わる職員が、子どもとの日常的な関わりの中で、子どもの権利を意識して接することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されるとともに、権利が保障される中で子どもが生活・活動することは、子ども自身が権利を実感し理解を深めることに繋がり、もって更なる権利保障の促進に繋げることができると考えられるため。目標値は5ポイントの改善を目指す。

**施策の方向IV 子どもの参加（条例第4章）**

条例第15条は「子どもは、参加することができる」と規定し、第4章（第29～34条）にて子どもの参加を促進するための仕組み等を定めています。子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、そして市政と、あらゆる決定の機会に子どもが参加し、意見を述べる機会を整える取組を進めます。

[→推進策と取組／P.41～]

**成果指標1**

地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

NEW

現状	計画期間の目標値(令和7年度)	第6次の目標値(参考)
44.6%（子ども：11～17歳）	39.0%以下	—

**設定の理由**：地域の活動やイベント、ボランティア活動などへの参加が増えることで、地域の中での子どもの参加・意見表明が促進されると考えられるため。目標値は約5ポイントの改善により39.0%を目指す。

**成果指標2**

地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値(令和7年度)	第6次の目標値(参考)
78.9%（子ども：11～17歳）	60.0%以下	60.0%以下

**設定の理由**：地域の話し合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されると考えられるため。コロナ禍の影響により話し合いの機会や場の制限があり参加の実績が減少傾向にある。今後はインターネットを活用する等参加のしやすさにも工夫をしながら取組むことで、現状値からの改善を目指すものとして、目標値を引き続き60.0%とする。

## 施策の方向V

### 相談及び救済（条例第5章）

条例第35条は「子どもは権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる」と規定しています。子どもに、適切な相談の機会が、ふさわしい雰囲気の中で確保されることを保障するために、子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境を整えます。さらに、権利侵害からの救済制度については、より広く周知することが必要です。 [→推進施策と取組／P.44]

#### 成果指標

困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

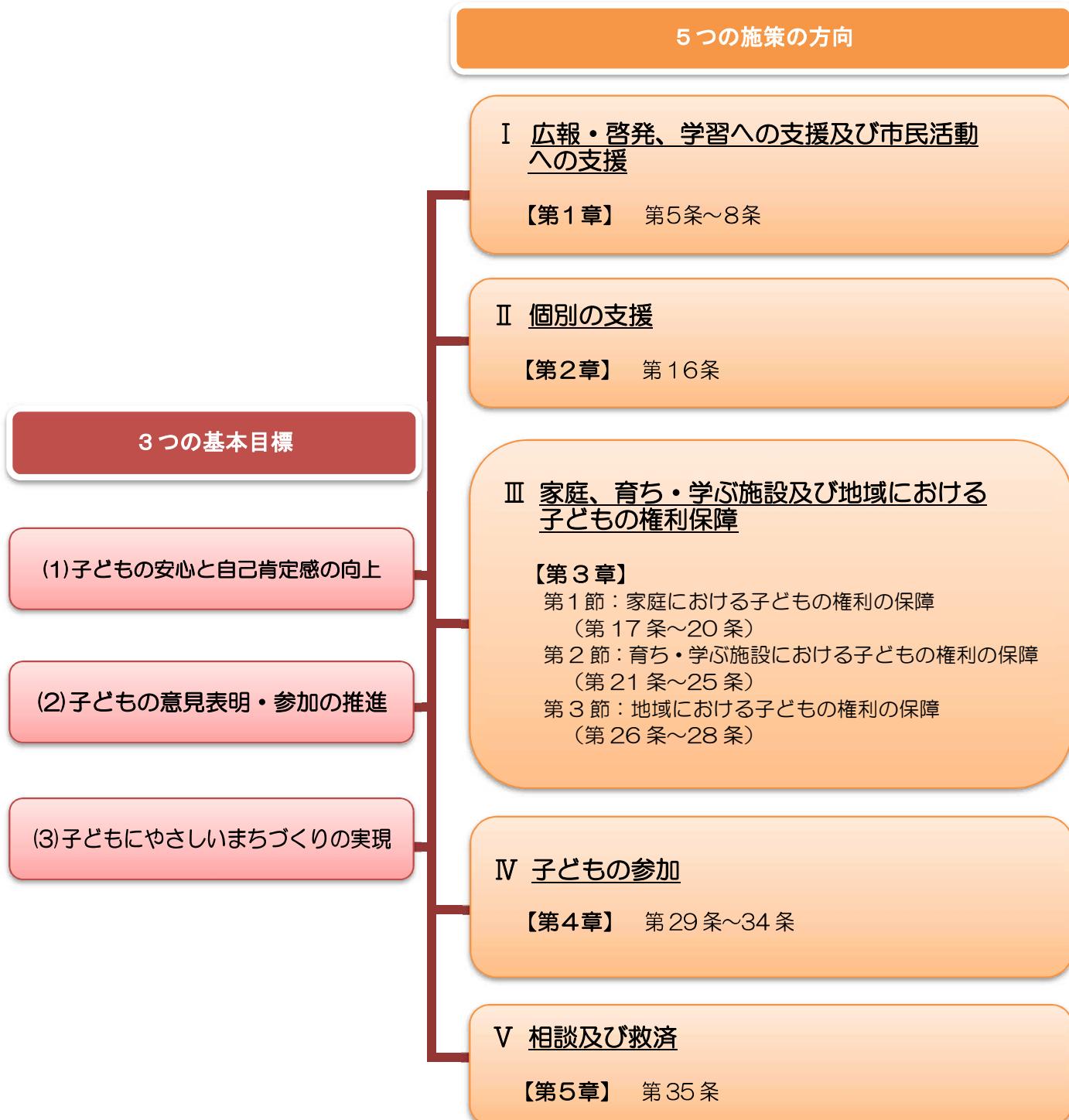
現状	計画期間の目標値（令和7年度）	第6次の目標値（参考）
63.3%（子ども：11～17歳）	47.0%以下	47.0%以下

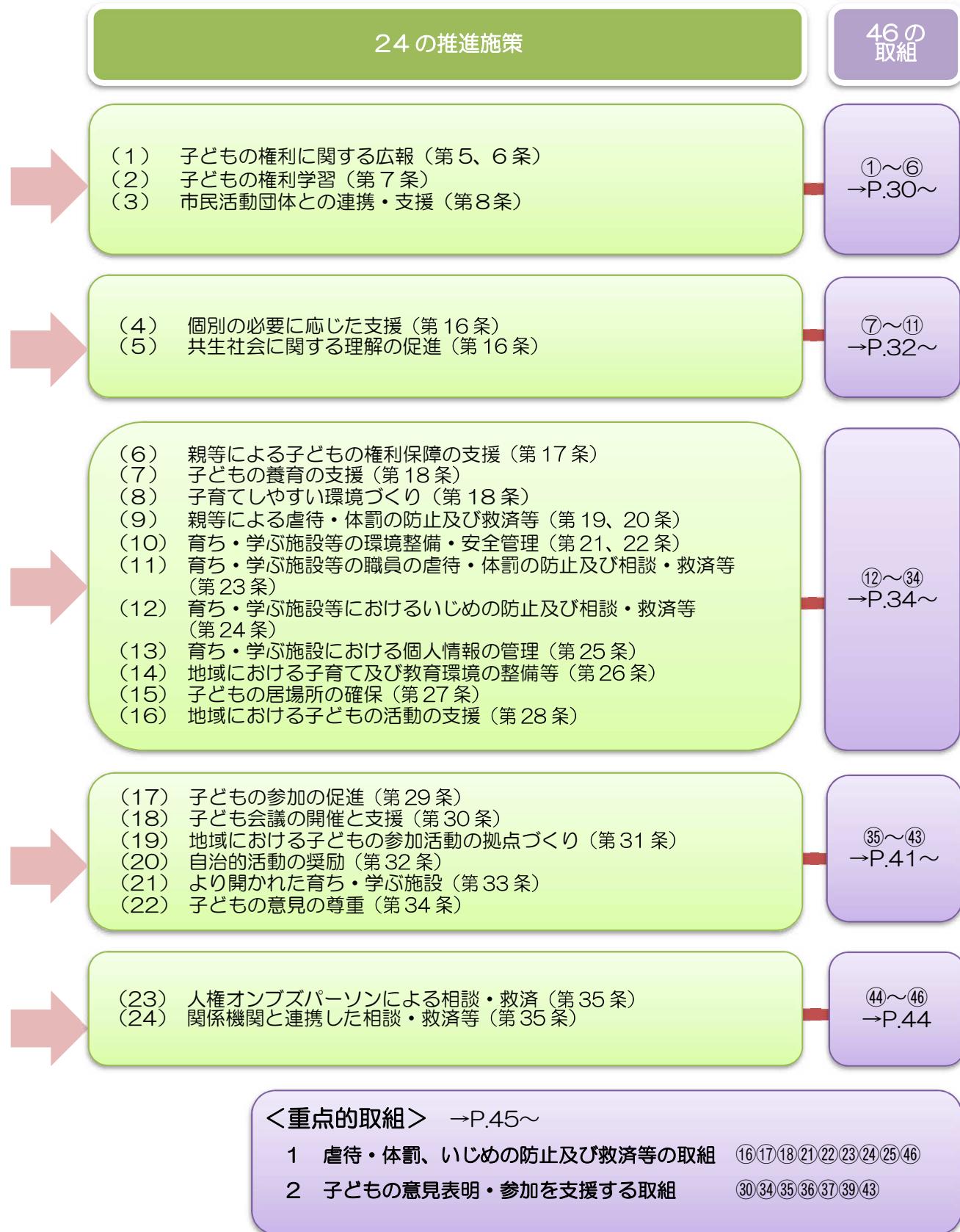
**設定の理由：**子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。目標値は引き続き47.0%以下を目指す。



## [計画の体系図]

本計画では、基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策を位置付け、46の取組を推進します。また、特に重点的に取り組むものとして2つを位置付け、子どもの権利を保障する施策を推進します。





## 第4章 推進施策と取組

条例の第1章から第5章の趣旨を示した5つの施策の方向の下に、条例の条文に基づく24の推進施策を位置付け、46の取組を推進します。

### 施策の方向 I

#### 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する意識が普及するため、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

##### 推進施策（1）子どもの権利に関する広報

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する広報・啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

1

###### 計画期間の取組内容

かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後の期間において、市民と行政で協働し、かわさき子どもの権利の日事業をはじめとした子どもの権利についての広報・啓発事業を実施します。

おもな所管

こども未来局

2

子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例の認知度を上げるとともに、条例や子どもの権利の内容について、パンフレットの配布や講師派遣、親子向けイベントでの啓発活動等さまざまな媒体や手法を用いて子どもやその保護者に対して広報・啓発事業を実施します。

こども未来局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第5条（かわさき子どもの権利の日）

[該当条文] 第6条（広報）

## 推進施策（2）子どもの権利学習

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

**3**

### 計画期間の取組内容

親等による家庭教育の支援、「子どもの権利に関する週間<sup>15</sup>」をはじめとする学校教育、市民館等での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進します。

**あむな所管**

教育委員会事務局

**4**

学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。

こども未来局  
教育委員会事務局

**5**

川崎市子ども会議の開催や行政区・中学校区における子ども会議の取組の支援により、条例や権利についての子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

[該当条文] 第7条（学習等への支援等）

## 推進施策（3）市民活動団体との連携・支援

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

**6**

### 計画期間の取組内容

子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、地域子育て支援グループへの支援や子育て関連イベント等における連携を進めます。

**あむな所管**

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

[該当条文] 第8条（市民活動への支援等）

<sup>15</sup> 子どもの権利に関する週間：「かわさき子どもの権利の日」前後に、子どもの権利についての学習や学校のさまざまな活動を地域に公開する等、「より開かれた学校づくり」を推進する一環として設定した取組。

## 施策の方向Ⅱ

### 個別の支援（条例第2章）

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

#### 推進施策（4）個別の必要に応じた支援

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

1

##### 計画期間の取組内容

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国語版母子健康手帳の配布、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながりのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導等の支援体制の整備を図ります。

##### おもな所管

市民文化局  
こども未来局  
危機管理本部  
区役所  
教育委員会事務局

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。

市民文化局  
健康福祉局  
こども未来局  
教育委員会事務局

9

身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害等に係る個別の相談、養育上の悩みの共有をはじめとした障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。

健康福祉局  
こども未来局  
区役所  
病院局  
教育委員会事務局

10

児童養護施設等の入所者への子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

## 推進施策（5）共生社会に関する理解の促進

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

11

### 計画期間の取組内容

外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育を推進します。

担当部門

市民文化局  
健康福祉局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

## 施策の方向Ⅲ

### 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

#### 家庭における子どもの権利保障（条例第3章第1節）

##### 推進施策（6）親等による子どもの権利保障の支援

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

12

###### 計画期間の取組内容

親等の子どもの権利への関心と理解が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。

###### おもな所管

こども未来局  
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第17条（親等による子どもの権利の保障）

##### 推進施策（7）子どもの養育の支援

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13

###### 計画期間の取組内容

さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。

###### おもな所管

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

14

各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。

健康福祉局  
こども未来局  
区役所

〔該当条文〕 第18条（養育の支援）

## 推進施策（8）子育てしやすい環境づくり

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

15

### 計画期間の取組内容

仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、男女共同参画に関連する講座やサロンなどを通じ、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方<sup>16</sup>や取組についての普及・啓発を行います。

### おもな所管

市民文化局  
こども未来局

[該当条文] 第18条（養育の支援）

## 推進施策（9）親等による虐待・体罰の防止及び救済等

親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

### 重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

16

### 計画期間の取組内容

要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。

### おもな所管

こども未来局

17

### 重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。

こども未来局

### 重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

18

来所に加え電話・SNSを活用した各種相談事業や、児童相談所・区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

こども未来局

市民オンブズマン事務局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第19条（虐待及び体罰の禁止）、第20条（虐待からの救済及びその回

<sup>16</sup> ワーク・ライフ・バランスの考え方：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指します（出典：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府））。

## 育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障（条例第3章第2節）

### 推進施策（10）育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

19

#### 計画期間の取組内容

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

おもな所管

こども未来局  
教育委員会事務局

20

保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全のもとで保障されるよう、利用しやすい環境とともに、安全管理体制を整備します。

こども未来局  
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第21条（育ち・学ぶ環境の整備等）

〔該当条文〕 第22条（安全管理体制の整備等）

## 推進施策（11）育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

### 重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

21

#### 計画期間の取組内容

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

おもな所管

こども未来局  
教育委員会事務局

### 重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

22

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

こども未来局  
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第23条（虐待及び体罰の禁止等）

## 推進施策（12）育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

### 重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

23

#### 計画期間の取組内容

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

24

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。

教育委員会事務局

25

学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。

市民オンブズマン事務局

教育委員会事務局

[該当条文] 第24条（いじめの防止等）

## 推進施策（13）育ち・学ぶ施設における個人情報の管理

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

26

#### 計画期間の取組内容

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

おもな所管

こども未来局

教育委員会事務局

[該当条文] 第25条（子ども本人に関する文書等）

## 地域における子どもの権利保障（条例第3章第3節）

### 推進施策（14）地域における子育て及び教育環境の整備等

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもとで行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

27

#### 計画期間の取組内容

子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会など各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。

#### あもな所管

市民文化局  
こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

28

一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

29

地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない子ども・子育て支援を行います。

こども未来局  
区役所

[該当条文] 第26条（子どもの育ちの場等としての地域）

## 推進施策（15）子どもの居場所の確保

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

### 重点施策 2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

30

#### 計画期間の取組内容

地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。

おもな所管

健康福祉局  
こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

31

不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行うとともに、不登校対策に関わる機関の連携による情報交換会や不登校相談会、進路情報説明会等を実施します。

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

32

子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、地域や関係機関に対して、パンフレットや広報誌など、さまざまな媒体を用いた広報や啓発事業を効果的に実施します。

こども未来局

33

地域で居場所の提供等に関する活動を行う市民・団体と連携するとともに、その活動を支援することで、学校や家庭だけではなく、地域の中で子どもが安全・安心して過ごせる居場所づくりを促進します。

こども未来局  
区役所

NEW

[該当条文] 第27条（子どもの居場所）

## 推進施策（16）地域における子どもの活動の支援

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

34

#### 計画期間の取組内容

行政区、中学校区における子ども会議の取組や、子ども会等青少年関係団体等を支援し、地域における子どもの自治的な活動を奨励します。

おもな所管

こども未来局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第28条（地域における子どもの活動）

## 施策の方向IV

### 子どもの参加（条例第4章）

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

#### 推進施策（17）子どもの参加の促進

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

##### 重点施策2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

**35**

##### 計画期間の取組内容

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。また、市ホームページやGIGA端末などインターネットを活用して子どもからの意見聴取に取り組みます。

おもな所管

こども未来局  
教育委員会事務局

**36**

##### 重点施策2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。

各局

**37**

##### 重点施策2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などを市ホームページ等を通じて提供します。

各局

**38**

子どもに関わる施策に当事者である子どもの意見を反映する取組を促進するため、子どもの意見表明・参加に関する取組事例を、府内に周知します。

**NEW**

こども未来局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第29条（子どもの参加の促進）

## 推進施策（18）子ども会議の開催と支援

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

### 重点施策2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

39

#### 計画期間の取組内容

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。

おもな所管

教育委員会事務局

〔該当条文〕 第30条（子ども会議）

## 推進施策（19）地域における子どもの参加活動の拠点づくり

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

40

#### 計画期間の取組内容

子ども夢パークにおいて、子どもが中心に企画・運営することもゆめ横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

おもな所管

こども未来局

〔該当条文〕 第31条（参加活動の拠点づくり）

## 推進施策（20）自治的活動の奨励

育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

41

#### 計画期間の取組内容

学校における生徒会活動等、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見が学校運営に反映されるよう努めます。また、身近な課題に関心を持ち主体的に関わる意欲を高めるよう生徒会役員選挙などの活動を支援します。

おもな所管

教育委員会事務局  
選挙管理委員会事務局

〔該当条文〕 第32条（自治的活動の奨励）

## 推進施策（21）より開かれた育ち・学ぶ施設

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

42

### 計画期間の取組内容

学校運営協議会等、学校や保育園等において、子どもと親、地域住民等に対し、施設の運営について説明し、定期的に話し合う場を提供し、地域の創意工夫を活かし、開かれた施設づくりを推進します。

### おもな所管

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第33条（より開かれた育ち・学ぶ施設）

## 推進施策（22）子どもの意見の尊重

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聞くよう努めます。

### 重点施策2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

43

### 計画期間の取組内容

育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センター やわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの各種イベント等運営会議など子どもが中心となる会議を開催し、職員や地域の大人はそれを補助するとともに、構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。

### おもな所管

こども未来局

〔該当条文〕 第34条（市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見）

## 施策の方向V

### 相談及び救済（条例第5章）

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

#### 推進施策（23）人権オブズパーソンによる相談・救済

人権オブズパーソンが、子どもの権利の侵害についての相談及び救済を行います。

44

##### 計画期間の取組内容

人権オブズパーソンが、子どもの権利に関する相談や救済の申立てを受付けます。また、人権オブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、相談事例の紹介や人権の大切さの話をすることなどにより、子どもが気軽に相談できるよう制度の周知と利用の促進を図ります。

##### あむな所管

市民オブズマン事務局

〔該当条文〕 第35条（相談及び救済）

#### 推進施策（24）関係機関と連携した相談・救済等

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

45

##### 計画期間の取組内容

関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

##### あむな所管

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

46

##### 重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

子どもが安心して気軽に相談できるよう、SOSの出し方・受け止め方を伝える取組を行うほか、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。

こども未来局  
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第35条（相談及び救済）

## 第5章 重点的取組

第7次行動計画においては、重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、重点2「子どもの意見表明・参加を支援する取組」として、計画期間における重点的取組を位置付けます。

これらの取組は、それぞれの施策の連携のみならず、多様な主体の間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働・連携できるのかを模索しながら推進していきます。

### 重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

#### <取組の方向性>

重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」の推進に向けては、虐待・体罰防止に関する広報・啓発や予防に向けた取組を進めるとともに、各種相談事業や関係機関及び地域の連携により、虐待等からの救済及びその回復に努めます。また、育ち・学ぶ施設等の職員に対する啓発や研修を通じて子どもに関わる職員の人材育成を図ります。

児童虐待防止対策の推進に向けた取組としては、引き続き児童相談所の体制強化を図り、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済等を行うとともに、区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援機能の充実を図り、支援ニーズの早期把握及び地域の関係機関との連携による予防に向けた取組を推進します。

相談事業として、子どもや保護者等からの対面による相談に加え、電話やSNSを活用した相談を実施することで、より幅広い層からの相談につながるよう、相談者の利便性の向上や気軽に対話できる環境をつくります。

また、いじめの防止を図るため、子どもに対しては、児童生徒指導体制の一層の充実を図るとともに子どもの権利についての啓発を行います。育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、令和4年度に改訂する児童生徒指導ハンドブックを基に教職員全体で児童生徒指導に対する意識を共有し、また、いじめ防止に関する研修等を実施するなど教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。

いじめに関する相談体制の周知及び整備を行うほか、学校と保護者が課題や対策を共有できる体制を強化するとともに関係機関との連携を図ることで子どもの救済に努めます。また、子ども自身がSOSを発信し受け止めることができるよう、相談する力を育む取組を行います。

## &lt;主な該当施策&gt;

推進施策	計画期間の取組内容
親等による虐待・体罰の防止及び救済等	<p>要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（9）取組⑯／P.35]</p>
	<p>児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（9）取組⑰／P.35]</p>
	<p>来所に加え電話・SNS を活用した各種相談事業や、児童相談所・区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（9）取組⑱／P.35]</p>
育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	<p>条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（11）取組㉑／P.37]</p>
	<p>育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（11）取組㉒／P.37]</p>
育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	<p>子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（12）取組㉓／P.38]</p>
	<p>育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（12）取組㉔／P.38]</p>
	<p>学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（12）取組㉕／P.38]</p>
関係機関と連携した相談・救済等	<p>子どもが安心して気軽に相談できるよう、SOS の出し方・受け止め方を伝える取組を行うほか、相談カードやホームページ等で、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。</p> <p>[施策の方向Ⅴ 推進施策（24）取組㉖／P.44]</p>

## 重点2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

### <取組の方向性>

重点2「子どもの意見表明・参加を支援する取組」の推進に向けては、特に条例に定められた市政に対する意見を求めるための、「川崎市子ども会議」の充実を図ります。

主な取組として、子どもが安心して自分の意見を表明できる環境づくりなど、これまでの取組を活かしながら、年齢や市政に対する関心の度合いなどに応じた参画機会の創出により、より幅広い子どもが意見を発することができる環境を整えます。

そして、子どもと行政をはじめとした大人が「パートナー」として共通の課題に取り組み、相互に理解を深めることで、取組を進めていく仕組みづくりや、子どもの声を大人がしっかりと受け止めていることを、子ども自身が実感できる機会を用意するなど、子どもの意見表明権の確保に留まらず、子どもの声が大切にされ、社会全体でしっかりと受け止めていく意識の醸成に努めています。

また、市ホームページやGIGA端末などインターネットを活用して、子どもが普段から市に対して想っていることや感じていること、川崎のまちを良くするためのアイデアなどの意見聴取に取り組みます。

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、子ども自身が企画から運営まで主体的に関わる事業の実施や、自主的・自発的な参加活動のため子どもが自由に安心して集うことができる居場所の充実など、子どもの社会参加を支援するとともに、参加を通じた達成感や自己肯定感を得られるような機会をつくり、次代の担い手を育成します。

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、活動内容に関する意見、要望等、幅広く子どもの意見を聞くため、子どもが中心となって「子ども運営会議」などを開催し、職員や地域の大人はそれを補助することなどにより、子どもの意見を聞くよう努めます。また、学校におけるさまざまな活動において、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう努めます。

## &lt;主な該当施策&gt;

推進施策	計画期間の取組内容
子どもの参加の促進	<p>子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。また、市ホームページやGIGA端末などインターネットを活用して子どもからの意見聴取に取り組みます。</p> <p>[施策の方向IV 推進施策(17) 取組⑮／P.41]</p>
	<p>地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるよう、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。</p> <p>[施策の方向IV 推進施策(17) 取組⑯／P.41]</p>
	<p>子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などを市ホームページ等を通じて提供します。</p> <p>[施策の方向IV 推進施策(17) 取組⑰／P.41]</p>
子ども会議の開催と支援	<p>市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。</p> <p>[施策の方向IV 推進施策(18) 取組⑲／P.42]</p>
子どもの意見の尊重	<p>育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの各種イベント等運営会議など子どもが中心となる会議を開催し、職員や地域の大人はそれを補助するとともに、構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。</p> <p>[施策の方向IV 推進施策(22) 取組⑳／P.43]</p>
子どもの居場所の確保	<p>地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。</p> <p>[施策の方向III 推進施策(15) 取組㉑／P.40]</p>

## 第6章 推進体制及び評価・検証

本計画は次のような推進体制により実行し、評価・検証を行っていきます。

### 1 推進体制

#### (1) 庁内推進体制

こども未来局が中心となり、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。

川崎市こども施策庁内推進本部会議の開催及び実務担当者間の連絡調整等により、重点的取組をはじめとする子どもに関する施策の横断的な連携を図ります。

区役所地域みまもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

#### (2) 人材育成の充実

子どもの権利を保障するためには、子どもに関わる職員が子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、子どもの権利に関する意識を高めることができるように、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

#### (3) 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

市民や市民活動グループ、地域教育会議等の関係団体・機関との協働・連携により、「かわさき子どもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のある子どもの権利施策を推進します。

## 2 評価・検証

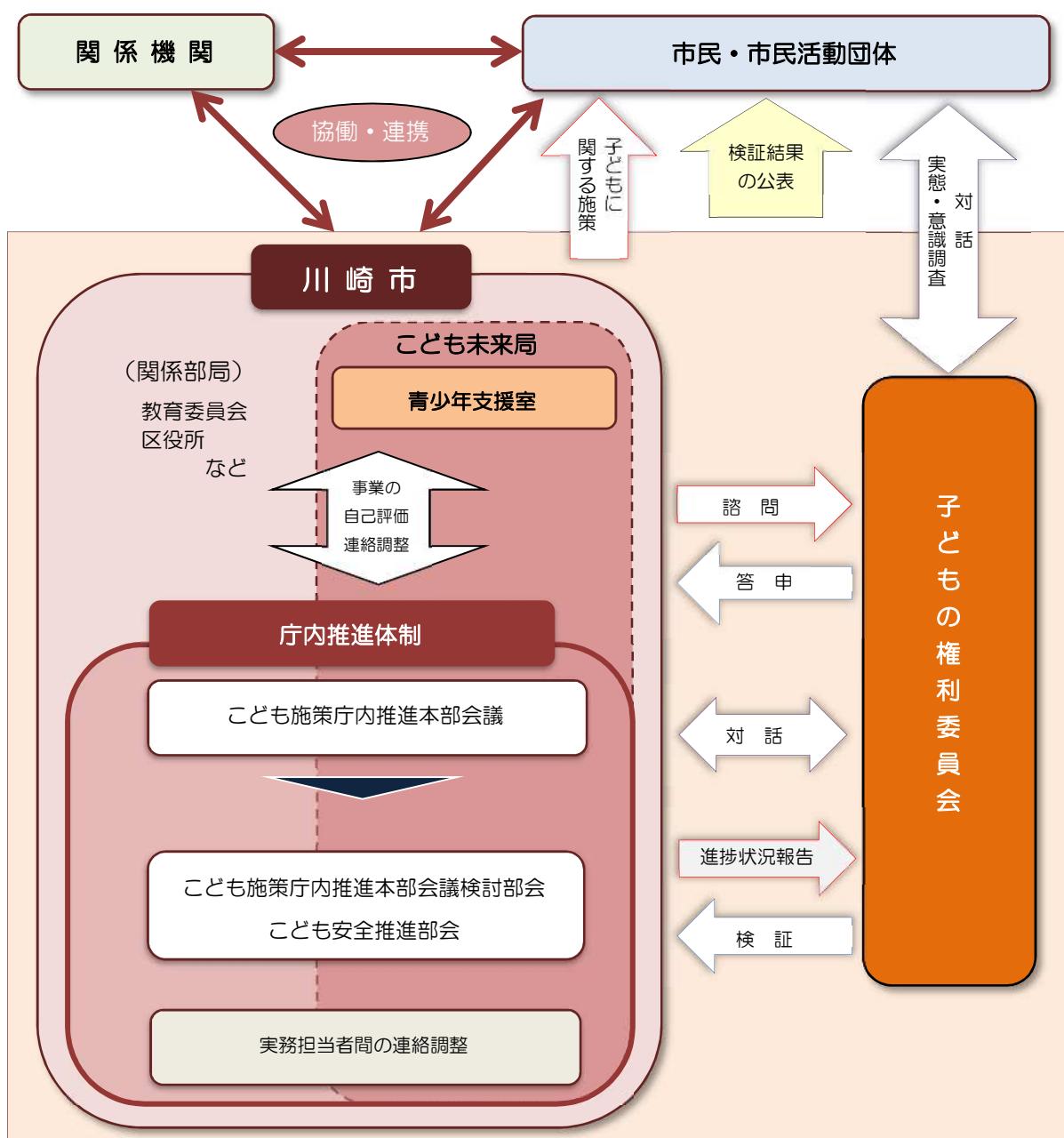
### (1) 進行管理と自己評価の実施

本計画は、「川崎市総合計画」や「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等との整合性を図りながら自己評価を実施するとともに、評価結果については、ウェブサイト等を通じて公表します。

### (2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証し、また市が実施する計画期間内の自己評価結果等について検証し、意見を述べます。

【推進体制及び評価・検証のイメージ】



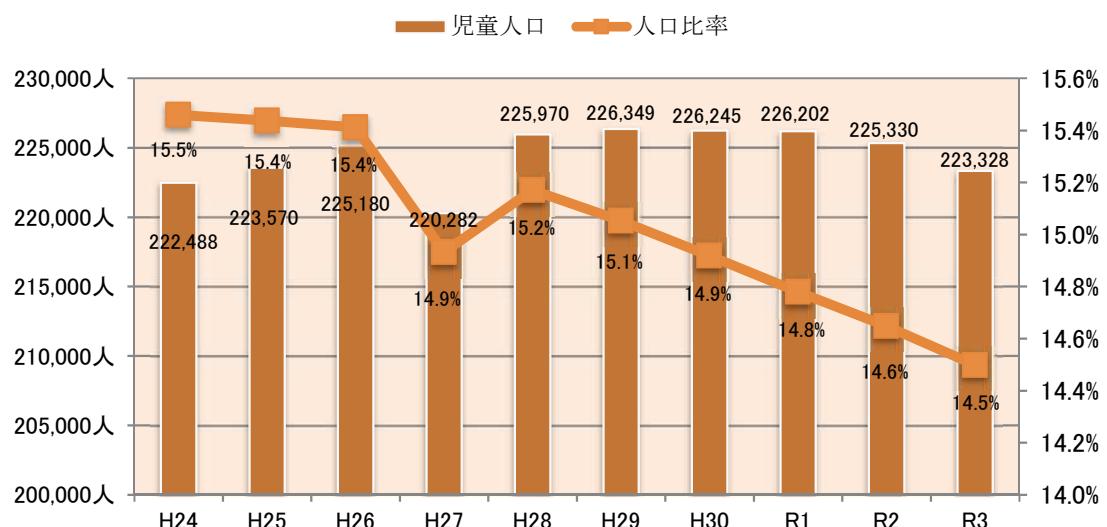
## 資料編

### 1 川崎市における子どもをめぐる現状

#### I 子どもの人口の推移

##### 1 市内の児童人口

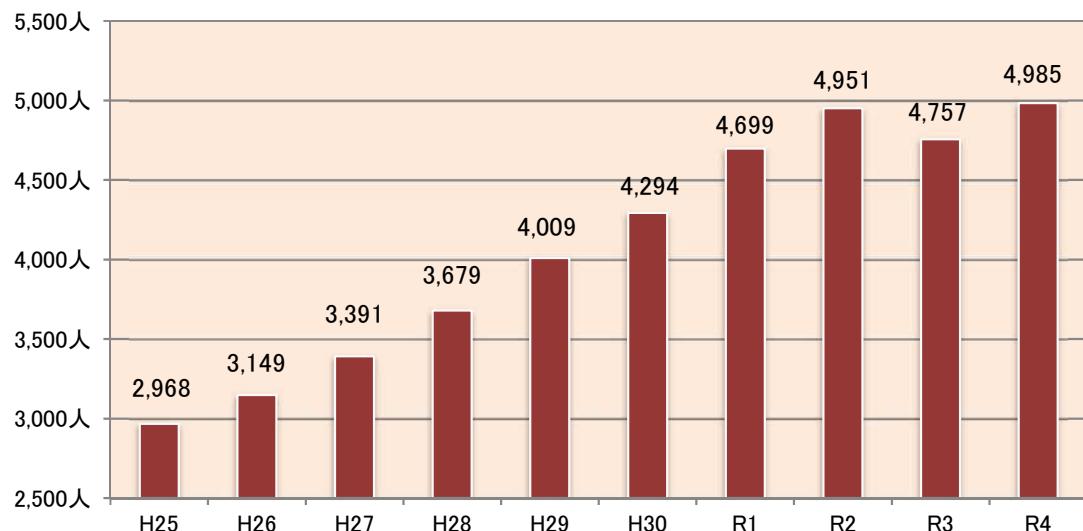
川崎市内児童人口の推移（過去10年）



出典：川崎市年齢別人口（各年10月1日現在の数値。児童人口は18歳未満）

##### 2 市内の外国人児童人口

市内の外国人児童人口の推移（過去10年）



出典：川崎市管区別年齢別外国人住民人口（各年6月末現在の数値。児童人口は18歳未満）

## II 第8回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査から（抜粋）

実態・意識調査は、子どもの権利施策の進行状況を検証するために定期的に行う調査です。第8回調査については令和4(2022)年6月に実施しました。報告書は現在作成中(令和5(2023)年3月に報告書公表予定)ですが、速報値として一部を掲載します。

### 【調査概要】（アンケート調査）

○調査対象 3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（11歳～17歳） 2,100人
- ・大人（18歳以上） 900人
- ・職員（市立施設等） 500人

○調査期間 令和4（2022）年6月～7月

○調査方法 郵送調査（インターネット回答併用）

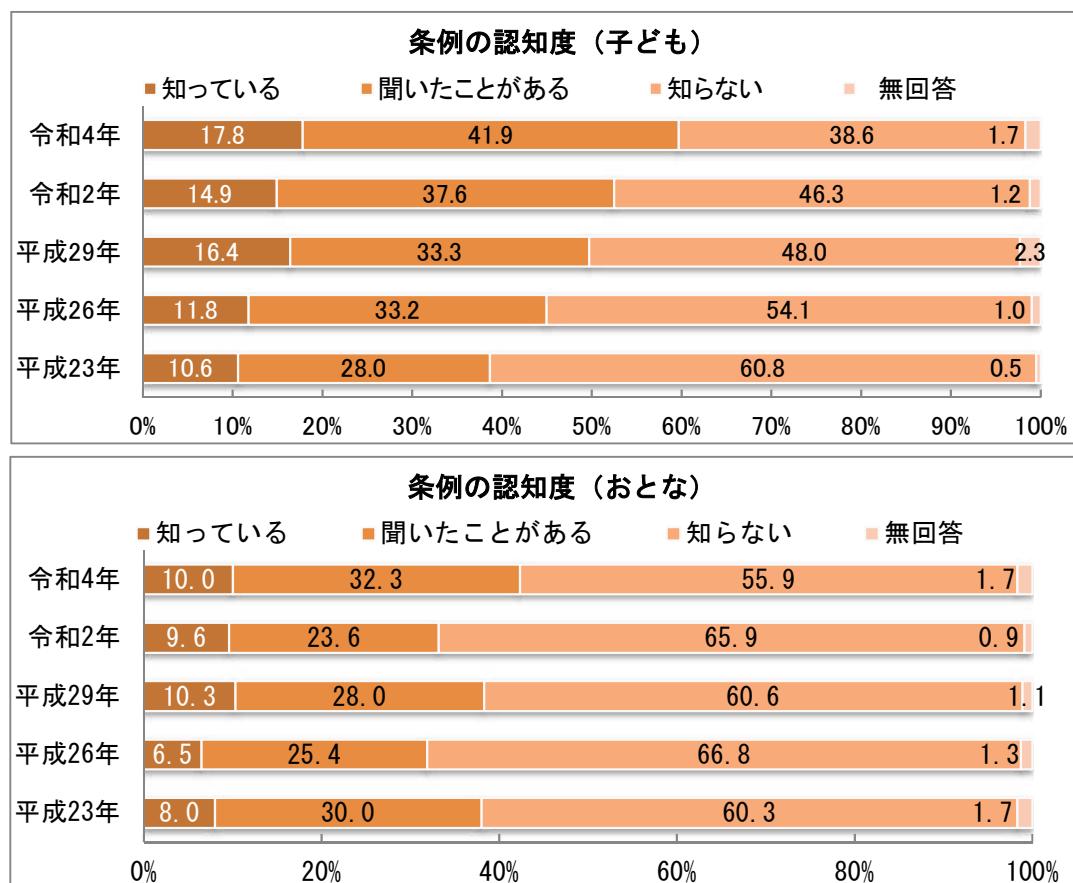
○回収結果 1,095票（回収率31.3%）

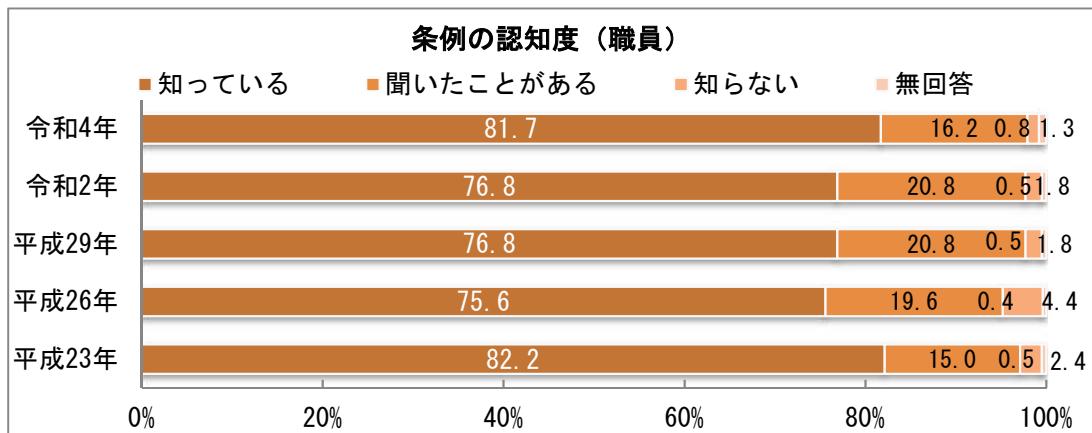
- ・子ども 484票（23.0%）
- ・大人 229票（25.4%）
- ・職員 382票（76.4%）

### 【結果】（速報値）

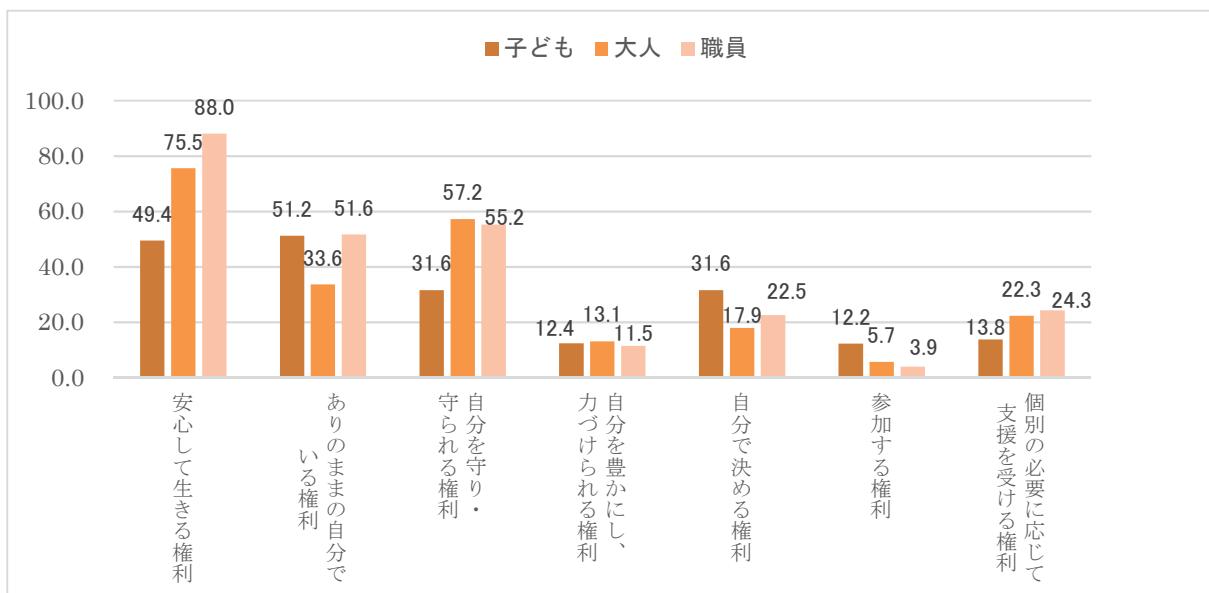
#### 1 条例について

(1) 川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。（前4回の結果との比較）

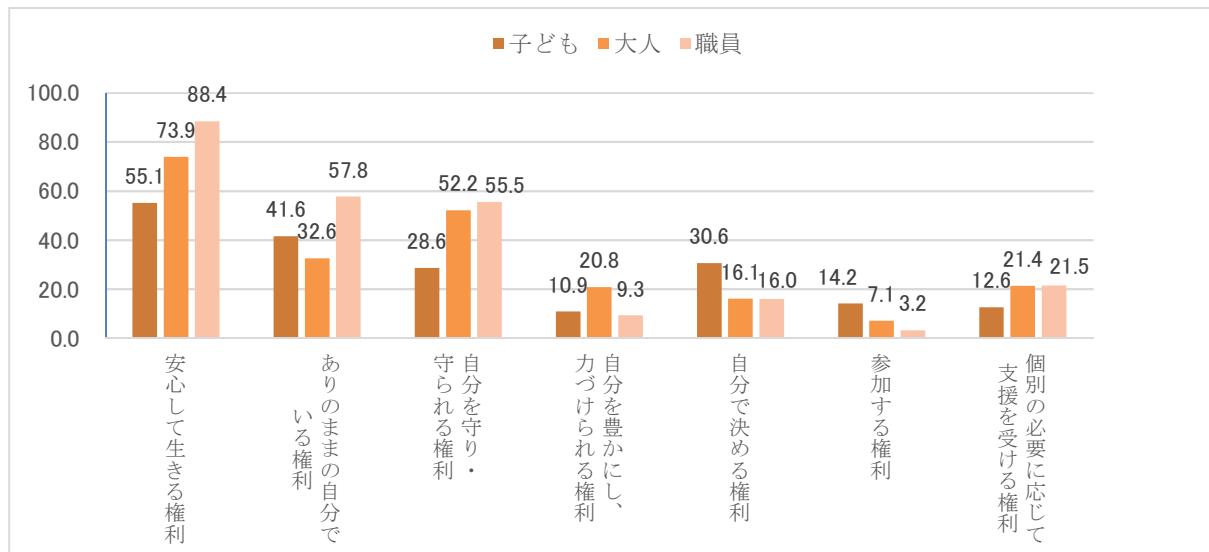




(2) Q. 7つの子どもの権利のうち、自分にとって【子ども】子どもにとって【大人・職員】大切なと思うものはありますか。あてはまるものを最大3つまで選んでください。

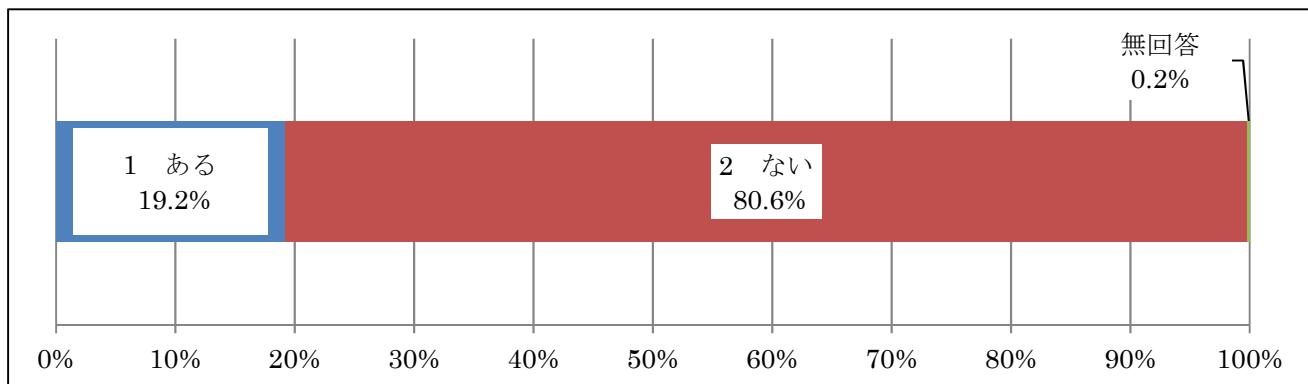


#### 【参考】第7回（令和2年）調査結果



## 2 権利侵害等の実態と相談・救済について

(1) Q. あなたは、おとな（親、先生など）からたたかれたり、心を傷つけられる言葉を言われたり、無視されたりすることがありますか。

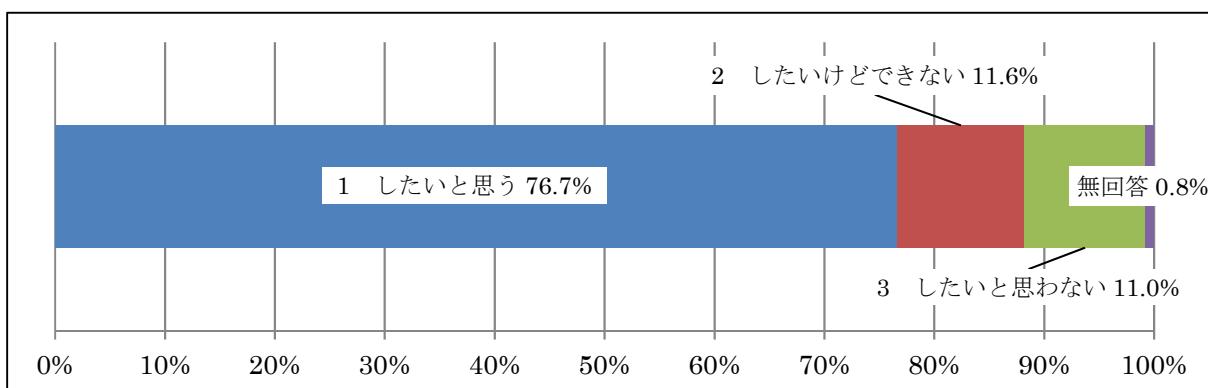


(2) Q あなたは、次の中で疲れること、不安に思うこと、悩んでいることは何ですか。(当てはまるものすべてに○)【子ども】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
学校の勉強・宿題	学校の規則	クラブ活動・部活動	児童会・生徒会活動	塾の勉強・宿題	おけいこ・習いごと	スボンでツいる地域の活動	親・保護者との関係	兄弟姉妹との関係	祖父母との関係	先生との関係	関友だちや先輩との関係	のアルバイト・仕事先	彼氏・彼女との関係
50.2%	17.6%	20.2%	1.7%	20.0%	10.5%	0.6%	11.2%	7.4%	1.2%	7.0%	20.2%	1.9%	2.3%

15	16	17	18	19	20	21	22	23	
E W F 系 な ど S N S 上 の 人 間	R e t c t e b r L I N T	受 験 ・ 進 路	性 の こ と	自 分 の 身 体 の こ と	家 の お 金 の こ と	家 家 族 事 の 世 家 話 の こ と 伝 い や	感 新 型 染 コ ロ ニ カ と ウ イ ル ス	そ の 他	と こ 疲 は と れ な い 悩 こ ん と で 、 い 不 る 安 こ な
3.5%	38.2%	4.8%	9.9%	8.3%	5.0%	19.4%	4.5%	13.4%	

(3) Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。【子ども】



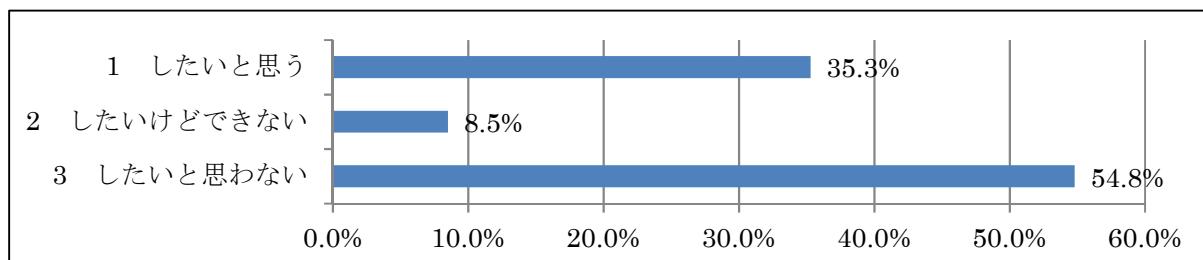
(4) Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたらだれに相談しますか。当てはまるものすべてに○)【子ども】

1 親	2 友だちの親	3 兄弟姉妹	4 祖父母	5 友だち	6 先輩	7 今の学校の先生	8 今活動の学校の保健室の先生	9 卒業した学校のクラブ	10 督習・いいコツごとにクラブの先生	11 部活の生徒・生の監督	12 指導の先生・生徒・通級生	13 ラスクールカウンセ	14 だいなどS.N.S.上L.I.友N.T
78.2%	2.1%	17.3%	13.1%	73.1%	10.5%	31.6%	4.2%	5.2%	4.2%	4.0%	0.5%	4.0%	6.1%

15 その他	16 相談する人がいない
2.6%	1.2%

#### 【相談機関】

(5) Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談救済機関に相談したいと思いますか。【子ども】

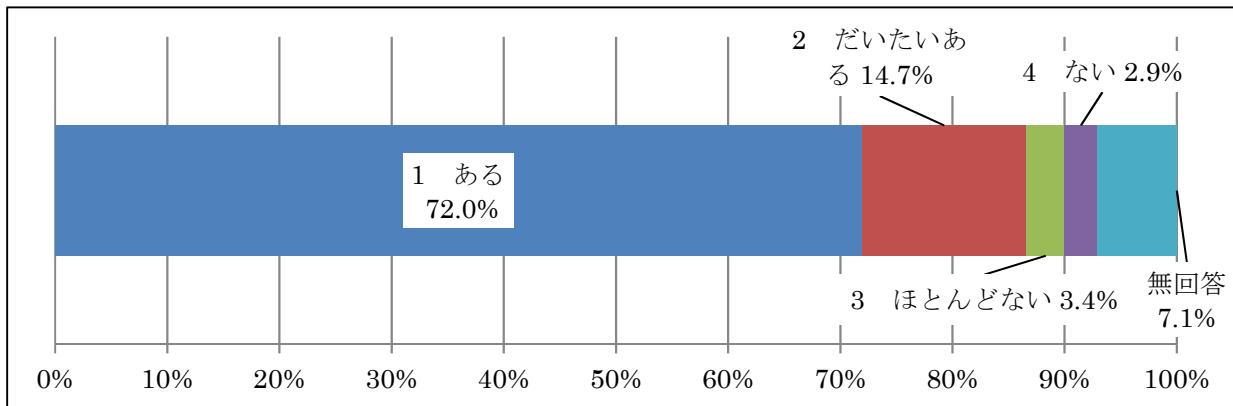


(6) Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、どこに相談しますか。当てはまるものすべてに○)【子ども】

1 セイ保健地域福祉委員会	2 児童相談所	3 談児童・青少年電話相	4 タ児童虐待防止セン	5 民委員・主任児童	6 ラス委員・主任児童	7 総合教育セ	8 電話相談時間子供SOS	9 談教委員会の教育相	10 ン電話体罰などトライ	11 相談窓口	12 やまびこ相談	13 トカヌテシヨンサボ	14 ン人権オングル
11.8%	25.5%	14.2%	5.2%	1.4%	32.5%	7.5%	23.1%	4.2%	9.9%	7.1%	2.8%	3.3%	9.4%

15 川崎いのちの電話	16 ドカラわいさンきチヤイル	17 1子1ども0番の人权	18 子神ども奈川の県人弁護士相士談会
13.7%	21.7%	12.7%	3.8%

(7) Q あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関や地域団体と協働・連携して行なうことありますか。【職員】



### 3 意見表明・参加について

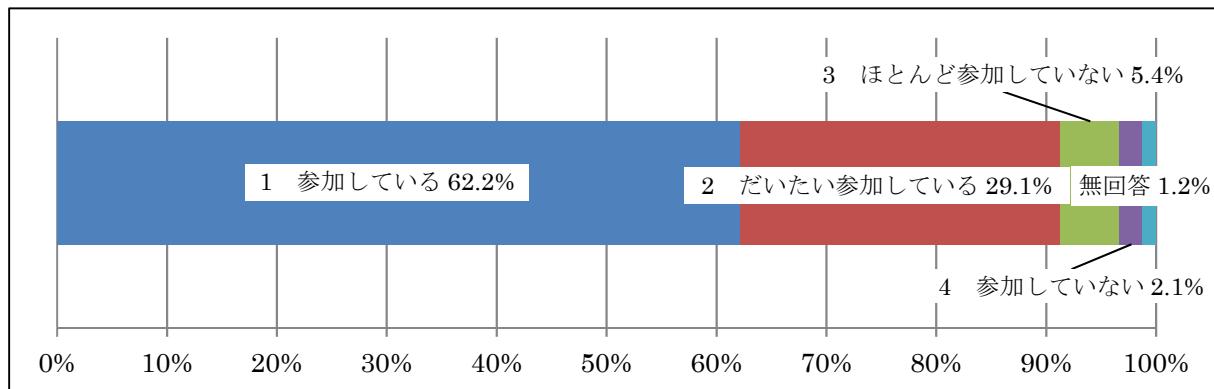
(1) Q あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。【子ども】

参加したことがない	44.6%
こども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント	29.3%
地域のお祭り(みこし、模擬店の手伝いなど)	28.9%
ボランティア活動(町内会の清掃ボランティアなど)	15.3%
地域の寺子屋	9.7%
地域のスポーツ・文化活動	9.5%

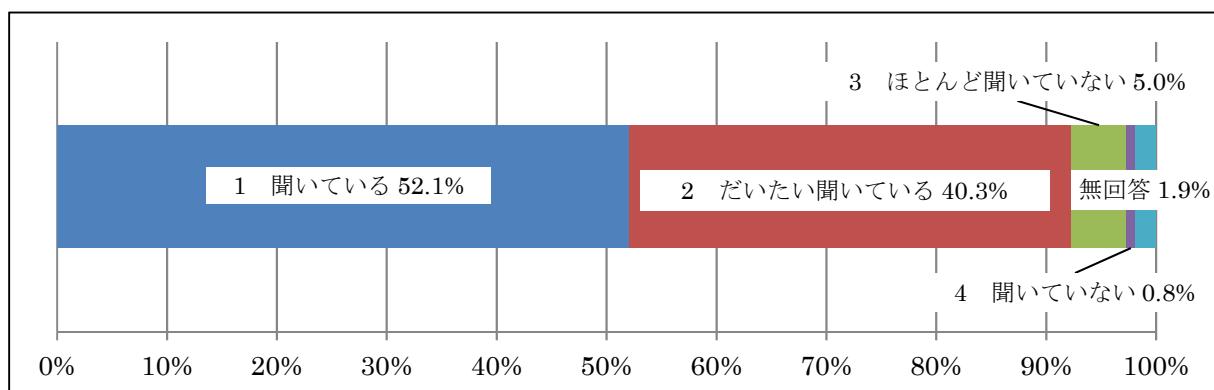
(2) Q あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。【子ども】

したことがない	78.9%
学校教育推進会議、生徒会・児童会の話し合い	6.2%
子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザでの活動やイベントについての話し合い	5.6%
川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議の話し合い	3.9%
子ども会での話し合い	3.1%
その他	2.5%

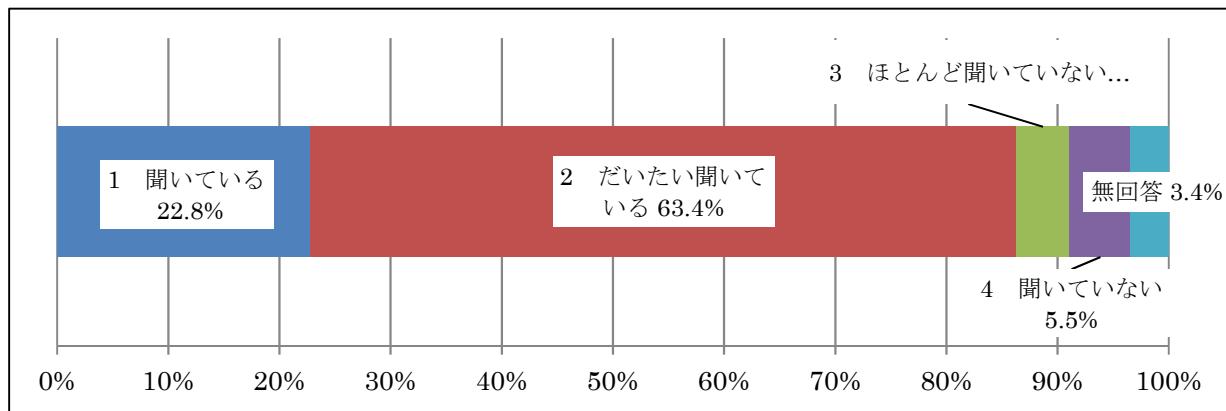
(3) Qあなたは、学校の行事や話し合いに参加していますか



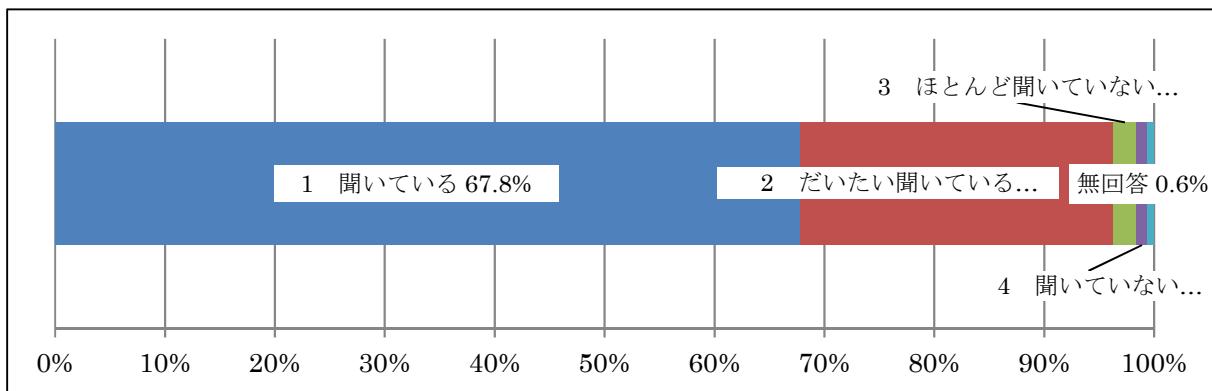
(4) Q 家で何かをしたり、決めたりするとき、おとなはあなたの意見を聞いていますか。【子ども】



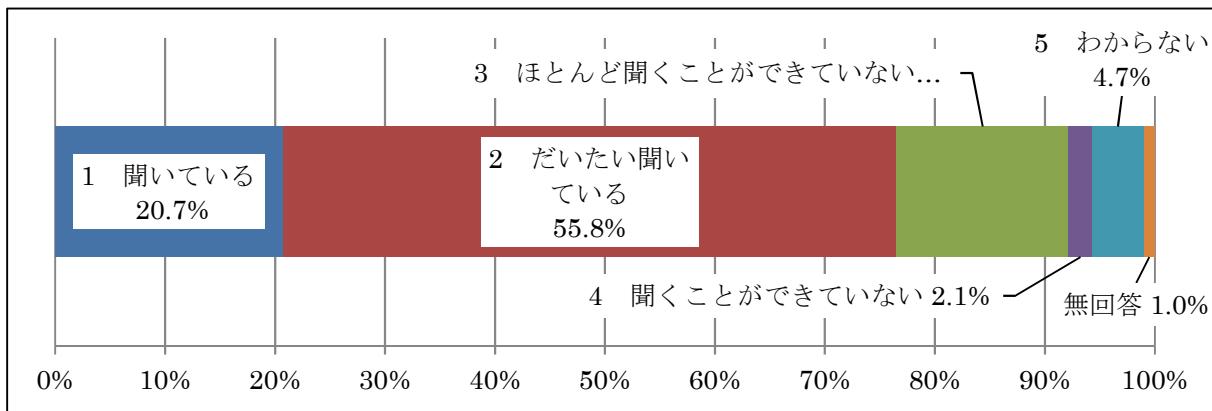
(5) Q あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。【おとな】



(6) Q 学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は子どもの意見を聞いていますか。【子ども】

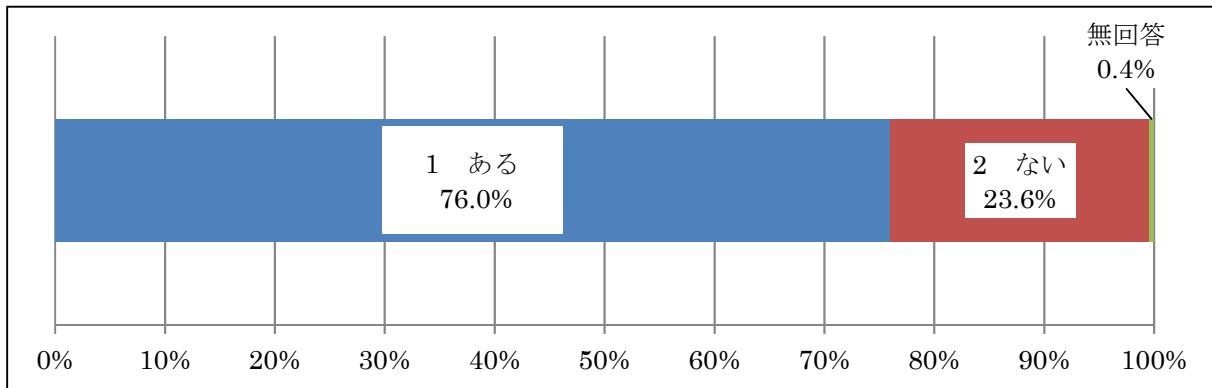


(7) Q あなたの職場では、子どもに関わることを決めるとき、子どもの思いや考え方を聞いていますか。【職員】

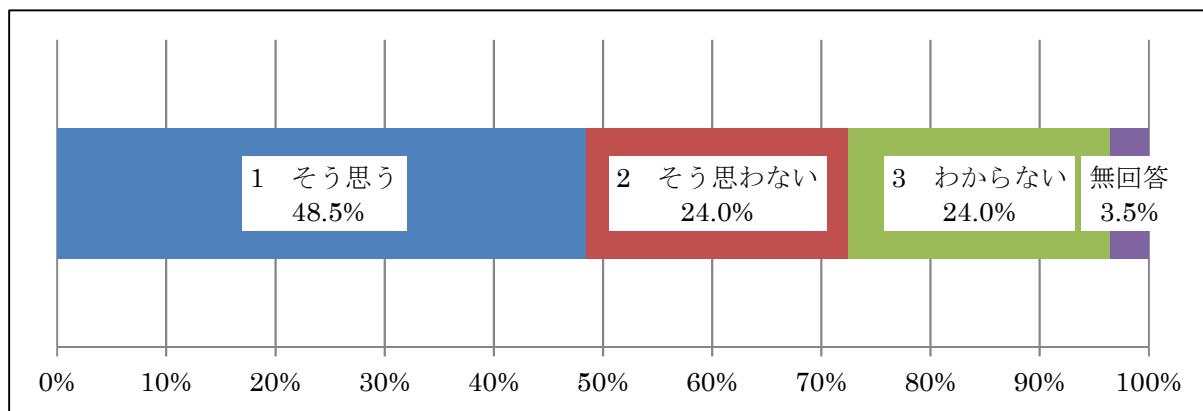


#### 4 居場所について

(1) Q 地域に、遊んだりスポーツしたり安心して自分が好きなことをする場所はありますか。【子ども】

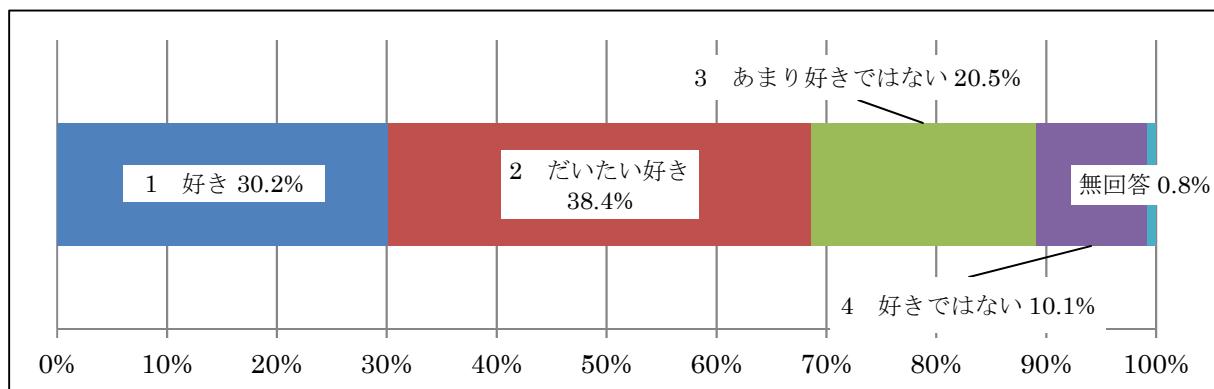


(2) Q 子どもには、地域と一緒に遊んだりスポーツをしたりなど、自分が好きなことをする場所があると思いますか。【おとな】

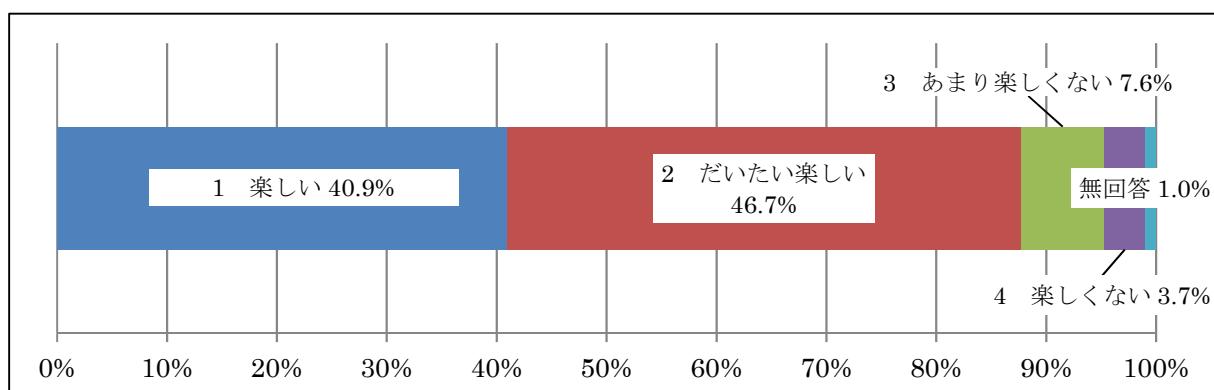


## 5 自己意識・権利意識について

(1) Q あなたは自分が好きですか。【子ども】

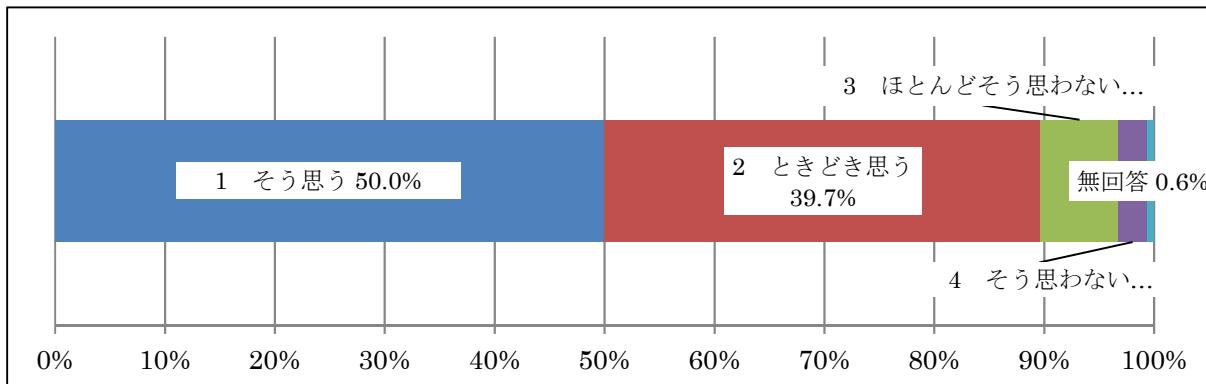


(2) Q あなたは、毎日が楽しいですか。【子ども】

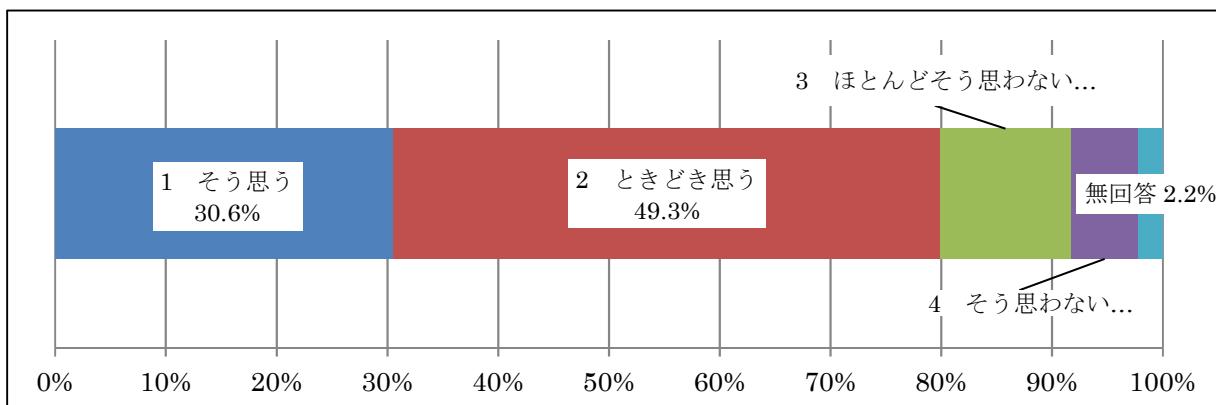


(3) Q あなたは、生活の中で文化・国籍等の違い、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。【子ども・おとな】

【子ども】



【おとな】



## 5 自由記述

Q 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくには、どんなことが大切だと思いますか【子ども】

- ・一人一人の個性が大切にされていくこと（11歳他同意見25名）
- ・大人でも子どもでもお互い認めあえること（13歳他同意見25名）
- ・みんなが仲良くする事が大切（11歳他同意見7名）
- ・子ども会議などの場を増やすべき。将来社会で活躍するために大事だと思うし、こういう経験は貴重だと思う（15歳）
- ・話し合いや意見を言いやすい環境をつくる（13歳他同意見18名）
- ・人を差別しない、いじめ、ぎゃくたいなどをしない（10歳他同意見17名）
- ・いじめがなく、みんなが安心・安全で過ごすことや、なにかあったときに、相談できる場所があること（11歳他同意見12名）
- ・良い事をして大人が守ってくれ戦争などで大人達が亡ならない事（12歳）

- ・おとながしっかりすること（14歳他同意見8名）
- ・自分の意見を積極的に、言って人と関りを持つこと（11歳他同意見11名）
- ・自分のありのままを周りに理解してもらうことが大切（13歳他同意見7名）
- ・大人が子供の声にしっかりちゃんと耳を傾けること（10歳他同意見11名）
- ・子どもには、大人にはない柔軟な考え方をもっています。ときに大人の核心をついたり、都合の悪いことを発言してしまうことがあるかもしれません。そのときは、優しい心で許してほしいし、1人の人間として接してほしいです。（15歳他同意見4名）
- ・大人の人たちが、自分達のアールではなく、本当に子どものことを思っていることが大切だと思います。今の川崎市はそれができているように思えてすごく良いと思います。また、社会に参加していく中で、川崎市として高校のときの進路を決めるときにインターンなどしてほしいです。（17歳）
- ・大人が子供の意見を聞いてあげられる環境があること。子供がお互いを認め合える環境があること（柔軟な考え方を持つ心をつくってあげる環境）（15歳他同意見10名）
- ・中学校では、規制が多く、自分を自由に表現することができていない人が多いと思う。また、平等に接するという面をもっと大事にして、見直した方がいいと思う。（14歳）
- ・みんなが社会に参加するために、まとまって話したり、下の学年の子にもおしえられることが大切だと思う。（11歳）
- ・学校で一人一人の意見をワーキングなどに記入したりして、意見を交流させることが大切だと思います。（子どものうちに）そうすることで、社会に出て自分らしく生きることが出きると考えました。（12歳）

## 2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見

### I 子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとの子どもの関わり方（答申） ＜概要＞（令和4年6月）

#### 【第7期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって】

##### ◎川崎市子どもの権利委員会による検証について

行政の自己評価のみならず子どもをはじめとする当事者参加の下でなされることが重要であり、子どもの置かれた実情を可能な限り的確に把握するよう努め、実態・意識調査や子どもを中心とした市民との対話等をベースに検証することに留意した。

##### ◎諮問の内容とそれをどう受け止めたか

子どもの権利に関する条例制定以降、社会経済状況等の変化に伴い、子どもと家庭を取り巻く環境は複雑かつ多様化している。そうした中、あらためて条例の理念を確認し、条例が子どもの実生活の中でどう関わっているのか、子どものためにどう生かされているのか、おとなは条例の理念を踏まえ、どう子どもと関わっているのか、検証を求められている。

諮問後には、新型コロナウイルス感染症拡大により、学校や家庭等での活動の制限など状況が大きく変わり、子どもと保護者等との関わりの変化や子ども同士が関係を結ぶ機会の縮小等につながった。また、保護者も経済的負担や就業環境の変化等により子どもとの関わり方に余裕を持ちにくくなつたと思われる。

このような中、諮問が求めた検証の意義はいっそう重くなつており、条例の理念を子どもやおとなへ浸透させる観点だけでなく、条例本文そのものについても現状から再確認（検証）することとした。

#### 【子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとの子どもの関わり方についての提言】

##### （1）子ども参加・意見表明の機会・実情を再確認しつつ、より積極的な支援策を

- ・子どもに関わることを決める際は、できるかぎり、当事者である子どもの意見が反映できるように努めること。特に、学校における子どもの参加・意見表明の機会については、おとな・職員が感じている以上に、より丁寧な対応を行うこと。
- ・子どもが自ら参加し、意見表明できるために、子どもに対するトレーニングを行うとともに、子どもの声をおとなが聴くトレーニングを行うこと。
- ・あらゆる場面で、子どもの参加・意見表明を促進するために、子どもの参加・意見表明の必要性を市民に広く伝えること。また、特に学校・行政組織においては、子どもの参加・意見表明を有効的に実施するための実施ガイド（マニュアル）を整備すること。

##### （2）地域の「居場所」の充実等子ども・子育て支援の推進と情報の共有促進を

- ・家庭や学校以外に、子ども自身が「居場所」と感じることのできる空間の必要性を広く伝えいくこと。
- ・地域における「子どもの居場所」を充実させるために、サポート（資金面、ソフト面）を充実するとともに、行政内部の関係部署との連携強化を図ること。

- ・地域における「子どもの居場所」に取り組む人・事業者の連携・協働を促進すること。

(3) 広報や権利の学びを含め相談・救済のいっそう利用しやすくする取組の拡充を

- ・相談担当者に親近感をもってもらうこと。
- ・相談日程を増やし、テキストベースの相談を増やす等の相談機会の更なる拡充を行うこと。
- ・周囲が頼られることを受容するとともに、子どもも自発的に相談ができるよう多方面への取り組みを行うこと。

(4) 子どもの権利条例を学ぶことと生かすことを一体化した、実践的な子どもの権利学習と広報活動を展開すること

- ・子どもの権利は子どもにとって最も身近なものであるから、条例に基づくおとの関わりや環境づくりを推進し、子どもが日々の生活経験をとおして権利を実感できるようにすること。
- ・そのために、おとなは子どもの権利内容と実践方法を学ぶ必要がある。学校や施設の教職員に対する実践的な研修活動を強化し、市民を対象とした広報活動や学習の機会を拡充すること。
- ・学校における子どもの権利学習を教育課程に位置付けることによって、子どもの権利学習を全ての学校において最優先に行うこと。条例を子どもの生活に根づかせるために、児童生徒が条例を身近に感じる啓発資料により、さらに周知を図ること。

(5) 条例の根拠に遡り、条例の根拠を明示して、各部局・各現場の職員が職務遂行すること

- ・市の施策が、条例が定めている「一人一人の子どもを支援すること」に繋がっているか、日常的な遡りを行うこと。
- ・市の施策遂行の根拠として、常時条例の具体的条項をあえて示すこと。
- ・市職員（教育・福祉・医療含む。）が、子ども、親等、施設関係者、市民活動団体等に関わるときに、条例が定める子どもの「7つの権利」を示して、関わる（支援）理由と具体的な内容を説明すること。

答申の詳細は、市ホームページをご覧ください。

「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとの子どもへの関わり方（答申）」

URL <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000141225.html>

## Ⅱ 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見＜抜粋＞

(令和4年7月)

### (1) 計画策定にあたって

今期の行動計画策定に当たって本委員会として、子どもの権利をめぐる課題として、「ア 子どもの養育の支援」、「イ 児童虐待」、「ウ 学校での安心・安全」、「エ 子どもの参加・意見表明」、「オ 相談・救済の利用」、「カ 条例及び子どもの権利に関する意識の普及」、「キ 子どもの居場所」、以上7つの項目を立て、さらに重点的取組として、「ア 長期化するコロナ禍による子どもの権利に関する課題への対応」、「イ 学校での子どもの権利保障」、「ウ 居場所」の3項目を挙げることとした。

なお、重点的取組については、委員間での率直な意見交換を基に現状分析及びいくつかの具体的提言も含めて提示することとした。

### (2) 子どもの権利をめぐる課題について

#### ア 子どもの養育の支援

子どもの権利、特に育ちを保障するうえで、身近な養育者（子どもの保護者や施設の職員等）の果たす役割はたいへん大きい。したがって、養育者の生活が安定していて、幸福であることはもとより、身近に悩みを相談できる人がいること、子どもの権利に基づく関わり方を知っていることなどが求められる。

コロナ禍によって、養育者を支えるつながりにも相当なダメージがもたらされている。養育者が気軽に悩みを相談できる場や、養育者同士で気持ちを共有して学び合える場、さらに課題に直面している一人ひとりの養育者に寄り添い、支援していく仕組みの充実が求められている。

#### イ 児童虐待

まず、児童虐待対応組織及び所掌全体の見直しである、令和4（2022）年改正児童福祉法は、従前の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元化（同センターの役割の明確化含む。）を謳っており、本庁・児童相談所・区役所における役割分担と連携の明確化が求められる。

次に、子どもの意見・意向を勘案しつつ措置等を含めた対応を徹底することである。コロナ禍の長期化等により、社会的孤立に陥っている子どもや養育者が増加し、児童虐待はもとより、子どもの貧困、引きこもり、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題は潜在化しつつ深刻度を増している。これらの状況に対し、包摂的な地域づくりや居場所づくりなどの第一次予防策、問題の早期発見と早期対応などの第二次予防策、問題に直面している一人ひとりの子どもや養育者を支援する第三次予防策に関する有効な仕組みづくりと実践の充実が求められ、部署連携による間隙のない重層的対応を求める。

最後に、上記に対応できる児童虐待対応職員の知識・技術力の向上である。国の認定資格導入に先駆けて子ども権利条例実現のために職員の知識・技術力向上に不斷に努めることが必要である。

#### ウ 学校での安心・安全

「いじめ」については、多くの自治体・教育委員会において、「いじめはなかった」から「（実は）いじめがあった」と報道されるケースも多く、学校の場で担任個々の問題としてではなく組織的な検討が必要である。そして、その検討を通してどのようなスキルが必要なのかを個人・組織が認識した上で、座学だけではない研修が必要と考える。子どもの居場所という点から見ても、日常的に最も長い時間を過ごす（過ごさなければならぬ）学校が精神的にも安全で安心な場所でなければならない。

## **エ 子どもの参加・意見表明**

条例の前文は、「子どもは、それぞれが一人の人間である。」という一文から始まり、次の段落においても「子どもは、権利の全面的な主体である。」とある。そもそも条例制定に向けた話し合いの時から、おとなだけではなく、当事者である子どもとともに条例を創りあげてきた歴史があり、それが今につながっている。

しかし、20年の歩みにおいては、権利の主体であるはずの子どもに対して、必ずしも参加の促進がなされていないことや、学校など子どもが主体である場所において子どもの意見が十分に反映されていない状況は、実態・意識調査で明らかになっている。さらに、おとな・職員自身が子どもの参加・意見表明のあり方について十分に理解できているとはいえないことが、この間のアンケート調査、対話等で浮き彫りとなっている。

自分から主体的に参加しにくい子どもが、学校を含めたあらゆる場面で、少しでも自分の意見を安心して表明し、参加できるように努めるとともに、子どももおとなもともに、意見表明を促進するためのトレーニングの機会が求められる。

そのために、特に学校・行政組織において、子どもの参加・意見表明を有効的に実施するための実施ガイド(マニュアル)を整備することが必要である。

## **オ 相談・救済の利用**

第7回実態・意識調査結果をみると、前回調査結果と比較し、児童相談所、スクールカウンセラー、24時間子供SOS電話相談等、子どもの相談・救済機関の周知については、数値が増加している。一方で、相談・救済機関に相談したいかをたずねたところ、「したいと思う」と回答した子どもが35.3%だった。対話における子どもの意見からは、知らないおとなに相談することはハードルが高いことが伺われた。

確かに、学校、施設の中には、子どもからの相談を受けるだけでなく、悩みを引き出すことに積極的に取り組んでいるところもある。こうした好事例を分析・参考にしたうえで、今後、子どもが相談できる場としての居場所事業を拡充することや、子どものもとへアウトリーチして相談を受ける等、悩みを引き出す仕組みづくりが求められる。

## **カ 条例及び子どもの権利に関する意識の普及**

条例の認知度の向上と条例をどう生かすかとの視点が重要であると考える。

実態・意識調査において、条例の認知度が、子どもではほぼ横ばいの一方、おとなは低下していることが明らかになっている。子どもが子どもの権利について意識を向けるためには、子どもの権利が保障された場の中で生活し、経験や実践を伴いながら子どもの権利を学ぶことが重要な意味を持つ。そうである以上、条例の認知度向上及び子どもの権利への意識の向上のためには、子どもと接するおとなが条例及び子どもの権利について理解を

深めることが大前提となる。おとなに対する広報・理解促進にもより一層力を入れるべきである。

加えて、市職員においては、市の施策遂行に際して、根拠条文として条例を必ず示すようにするとともに、子どもや保護者、施設関係者、市民団体等と関わる際に、条例を基礎として条例を示しながら支援内容を検討していくことで条例を生かしていく取組が求められる。

#### **キ 子どもの居場所**

子どもたち一人ひとりが、自分らしく安心して過ごすことができる地域の「居場所」の必要性が、長期化するコロナ禍の中で更に高まっている。

市は、学校、子ども夢パーク、こども文化センターなど、市内で子どもたちが利用する既存の施設を子どもの「居場所」として積極的に活用し、充実させるとともに、居場所に関わる職員・支援者を対象に「子どもの権利条例に基づく子どもたちへの関わり方」を学ぶ研修の機会を継続的につくっていかなければならない。

また市は、条例第27条第2項の規定に基づき、地域で子どもたちの居場所づくりを行っている市民団体と連携し、その地域の実情に応じた支援を継続して行うことが求められる。

### **(3) 重点的取組**

#### **ア 長期化するコロナ禍による子どもの権利に関する課題への対応**

長期化するコロナ禍は、子どもとおとの日常生活を激変させた。子どもに関わる行事の中止や縮小、黙食給食、マスク着用でのコミュニケーションなど、子どもの権利が制限される場面が増えた。また、仕事スタイルや生活様式の変化は、おとなたちの精神的不安、経済的困難、体力低下等をもたらし、こうしたおとの不安・不安定さは、子どもにマイナスの影響を及ぼした。このことは実態・意識調査からも明らかである。

こうした中で、重点的に行わなければならないことは、第一に、こうしたコロナ禍での子どもの行動制約的な学習スタイルや生活様式（マスク着用や黙食等）の変更による（ア）発達への影響、（イ）子どもの心理面での影響、（ウ）子どもの能力向上への影響等をきちんと調査し、分析把握することである【課題の抽出】。

第二に、こうした課題に対して、影響を低減させるために重点的に部局横断的に取り組むことである【低減対応】。

第三に、調査を待つまでもなく従前から指摘されている課題であり、コロナ禍で課題が一層顕在化している次の事項に重点的に取り組むべきである。一つは、（ア）虐待件数の増加等に対するキャッチアップの手法の改善・多様化あり、もう一つは、（イ）子どもに関わる施策・行事の変更（中止）等の場合に、（a）その過程に子どもを参画させているか、（b）十分な説明をしているか、（c）子どもの気持ちはどのように汲んだのか（既存の子ども会議等も十分活用したのかも含む。）、（d）その手続過程を踏んだことを行政側が、子どもにはもちろん、地域ごとに住民に広く周知しているか（子どもの権利主体性の手続的担保）、こうした手続手法の実行化の不断の検証が求められる。

#### **イ 学校での子どもの権利保障**

学校において子どもの権利が侵害されるようなことはあってはならない。子どもたちは、自らの意思如何、好むと好まざるを問わず、一日の大半を学校等で過ごすことを事実上求められてきた。その学校等で、条例が守られるべきことは大前提であり、おとなが整備すべき土台であるはずである。

しかし、現実には学校において、個々の子どもの権利が十分に尊重されていない事実が子どもたちから語られる。

子どもに意見表明を求めて、おとながその声に耳を傾け、その声に対応してくれるという信頼がなければ、子どもは声を上げなくなっていくのは道理である。

当然のことながら、すべての学校職員が、条例を学び、常に意識して子どもに関わる必要がある。学校において子どもの権利が侵害されるようなことが行われていないか、職員、関係機関は常に把握するよう努めなければならない。特に条例第23条、第24条において、虐待及び体罰の禁止等、いじめの防止等は明確に定められている。学校でこれらの問題が起こった場合は当事者同士だけでの解決に頼らず、必要な機関や支援者を交えて対応し、子どもの最善の利益を考え再発防止に努めなければならない。

当委員会としても、市に重点的な取組を求める以上、いくつかの具体的な事例・指針・基準を提示しておく。例えば、制服・水着・髪型その他の決まり事や持ち物など、管理面で子どもたちの多様性を制約する、行き過ぎた画一化・統一化のルール設定ないし運用がなされているとの声が上げられている。今一度子どもたちとともに見直しが求められる。

おとなが子どもを管理するという発想をなくし、子どもが教員やおとなにも意見を言える雰囲気を醸成すること。そして、こうした身近なルール等の改善を通して、子どもたちは学校等で主体的に意見を表明し、学校等が子どもが主体的に参画する学びの場であることを理解していくものである。

そのために、（ア）おとなが子どもの声を聞くトレーニング、（イ）条例を具体的な場面に照らし合わせた教職員向け研修、（ウ）条例と照らし合わせて抽出した課題解決に向けた行動計画の策定、（エ）現場と教育委員会との一体的な取組が求められる。本委員会としては、むしろ教育委員会がリーダーシップをとることが必要であると考えている。

なお、教育委員会は個々の教員の労働環境整備もあわせて配慮していくことが求められる。

## ウ 居場所

多様な背景をもつ子どもや、家庭環境により支援が必要な子どもにとって、学校や家庭以外の「居場所」が果たす役割は大きい。

子どもたちが権利の主体であることを、居場所での実体験を通して知ることにより、自らの大切さに気づくことができると言えている。そのため、子どもの居場所に関わるおとなは、子どもの権利条例を常に意識して子どもに関わることが大切である。

また、子どものSOSをキャッチする場としても居場所は重要なのである。市は子どもたちの年齢や、それぞれの環境において必要な「居場所」のありかたを、市民とともに考え、地域の実情に合わせ、ハード面及びソフト面の両面において、支援し充実させていく必要がある。条例第13条、第15条に掲げられた権利を保障するための選択肢の多様化も求められる。

こうした観点からすれば、現状の市の居場所は、地域での偏りや不足が指摘され、一層の充実が求められる。

なお、充実していくためには、地域コミュニティと共同した取組が求められる。市が地域や民間団体に任せきりにせず、ネットワークの拡充や好事例の周知をするなどして積極的かつ精力的なバックアップ活動が求められる。

【付記】

本委員会において、いくつかの具体的名称等が挙がったので、好事例・課題事例含めて最後に参考として、例示付記しておく。

- ・ 総合型地域スポーツクラブなどはまだまだ地域で偏りがあり、地域によって問題はあると思うが、うまく根づいているところを参考にして支援すること。
- ・ 各行政区において居場所を拡充し子ども世代が、その地域の生活者として関われるよう既存の施設の転用や利用条件の拡充、地域団体への資金的支援、団体間のネットワーク形成等、ハード面・ソフト面の両方から実施する。
- ・ 各中学校区にある「こども文化センター」（指定管理者）での取組が大切である。
- ・ 市の定時制高校で行われている「ぼちっとカフェ」などの取組が、更に広がることが望まれる。
- ・ 市の適応指導教室「ゆうゆう広場」などの既存の施設が、子どもにとって利用しやすい場所として機能しているかを見直す。
- ・ 高校内居場所カフェのように子どもの生活圏内に居場所をつくる取組や、フリースペースのように生活圏外に居場所をつくる取組など、様々な方面での居場所づくりの取組を進める。

### 3 関係条例・規則等

2000（平成12）年12月21日川崎市条例第72号  
最近改正 2005（平成17）年3月24日

#### 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条）
- 第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障
- 第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）
- 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条）
- 第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）
- 第4章 子どもの参加（第29条～第34条）
- 第5章 相談及び救済（第35条）
- 第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）
- 第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）
- 第8章 雜則（第41条）

#### 附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原

則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考え方の下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めるることを宣言し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めすることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

##### （責務）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

##### （国等への要請）

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

##### （かわさき子どもの権利の日）

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

**第2章 人間として大切な子どもの権利**

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができる。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができる。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考え方や信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されること。
- (4) 自分に関する情報が不適に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。

- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場が与えられること。

(自分で豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができ。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関する事を自分で決める事ができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関する事を年齢と成熟に応じて決める事。
- (2) 自分に関する事を決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関する事を決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

**第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障**

**第1節 家庭における子どもの権利の保障**

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者（以下「親等」という。）は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

## (養育の支援)

- 第 18 条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。
- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
  - 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

## (虐待及び体罰の禁止)

- 第 19 条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。
- (虐待からの救済及びその回復)

- 第 20 条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。
- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないよう子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。
  - 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

**第 2 節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障  
(育ち・学ぶ環境の整備等)**

- 第 21 条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。
- 2 前項の環境の整備に当たっては、子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

## (安全管理体制の整備等)

- 第 22 条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

- 2 施設設置管理者は、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

## (虐待及び体罰の禁止等)

- 第 23 条 施設関係者は、子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。
- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。（いじめの防止等）

第 24 条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第 25 条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあっては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。

- 5 第 1 項の文書及び第 3 項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。

- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

**第 3 節 地域における子どもの権利の保障**

(子どもの育ちの場等としての地域)

- 第 26 条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を

行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切なことを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

#### 第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うた

め、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

#### 第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるものほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

#### 第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援すること。

#### 第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。  
(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。  
(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

## 第8章 雜則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようになるとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則(平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則(平成14年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第7号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

## (2)川崎市子どもの権利委員会規則

平成13年4月1日規則第55号

最近改正

平成28年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第38条第9項の規定に基づき、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 権利委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 権利委員会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が権利委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を権利委員会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。  
(庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第34号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成14年4月26日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第16号抄)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第13号抄)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### (3)川崎市子どもの権利委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号、以下「条例」という。）第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の運営に関し、条例及び川崎市子どもの権利委員会規則（平成13年川崎市規則第55号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（子どもの権利状況に関する調査）

第2条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項を調査審議するにあたり、必要に応じて川崎市における子どもの権利状況に関する調査を行う。

（子どもに関する施策の評価の事前手続）

第3条 条例第39条第1項の規定に基づき、権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項に応じて子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の評価等を行うにあたり、施策の評価の視点や考え方を検討し、その内容をまとめ、市に提示する。

2 子どもに関する施策の評価にあたっては、権利委員会の事務局が施策の内容に応じて各担当部署に自己評価の実施を求める。

（子どもに関する施策の評価及び報告）

第4条 条例第39条第2項の規定に基づき、権利委員会は、前条第1項で提示した内容に基づいて市が行った子どもに関する施策の自己評価の結果について文書により報告を受ける。

（子どもに関する施策の評価内容等の説明）

第5条 権利委員会は、市から報告を受けた自己評価の結果の確認及び子どもに関する施策の充実に向けた方向性の検討等を目的として、子どもに関する施策その他関係機関の担当者から必要に応じて内容の説明を聞くことができる。

（市民及び市民団体からの意見聴取）

第6条 条例第39条第3項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容の検討等を目的として、市民及び市民団体からの意見を求めるものとする。

2 意見を求めるにあたっては、その趣旨を明らかにするとともに、施策の評価の内容等を公表する。

3 権利委員会は、必要に応じて意見を表明した市民若しくは市民団体と直接意見交換を行うことができる。

（子どもからの意見聴取）

第7条 条例第39条第3項及び第4項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容等について子どもから意見を求めるものとする。

2 前項の子どもからの意見を求めるにあたっては、意見を出しやすい場の設定及び子どもにわかりやすい表現に努める。

（答申書の作成）

第8条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項について調査審議した結果を 答申書にまとめ答申する。

（子どもの権利に関する行動計画に対する意見）

第9条 条例第36条第2項の規定に基づき、権利委員会は、市が子どもの権利に関する行動計画を策定する際に、策定の各段階で必要に応じて意見を述べることができる。

（部会）

第10条 規則第6条の規定に基づき、権利委員会は、その円滑な運営を図るため、幹事会及びその他部会を置くことができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

### (4)川崎市人権オブズパーソン条例

2001（平成13）年6月29日条例第19号

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 責務（第4条～第7条）

第3章 人権オブズパーソンの組織等（第8条～第11条）

第4章 相談及び救済

第1節 相談（第12条）

第2節 救済の申立て（第13条・第14条）

第3節 調査の実施等（第15条～第17条）

第4節 市の機関に対する調査等（第18条～第20条）

第5節 市の機関以外のものに対する調査等（第21条・第22条）

第6節 個人情報等の保護（第23条）

第7節 人権に関する課題についての意見公表（第24条）

第5章 補則（第25条～第27条）

附則

#### 第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オブズパーソン（以下「人権オブズパーソン」という。）を置く。

（管轄）

第2条 人権オブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害（以下「人権侵害」という。）に関する事項とする。

（1） 子ども（川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第2条第1号に規定する子どもをいう。）の権利の侵害

（2） 男女平等にかかる人権の侵害（男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第6条に規定する男女平等にかかる人権の侵害をいう。）

2 前項の規定にかかるらず、次に掲げる事項については、人権オブズパーソンの管轄としない。

（1） 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項

（2） 議会に請願又は陳情を行っている事項

- (3) 川崎市市民オンブズマン（以下「市民オンブズマン」という。）に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項

（人権オンブズパーソンの職務）

- 第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。
- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
  - (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
  - (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
  - (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
  - (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

## 第2章 懇親

（人権オンブズパーソンの責務）

- 第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（市の機関の責務）

- 第5条 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

（市民の責務）

- 第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

## 第3章 人権オンブズパーソンの組織等

（人権オンブズパーソンの組織等）

- 第8条 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

- 2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者たちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

- 3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り再任ができる。

- 4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

（秘密を守る義務）

- 第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（解雇）

- 第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解雇することができる。

（兼職等の禁止）

- 第11条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

- 3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

## 第4章 相談及び救済

### 第1節 相談

（相談）

- 第12条 何人も、市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に關係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。

- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

### 第2節 救済の申立て

（救済の申立て）

- 第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

- 2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所
- (2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (3) その他規則で定める事項

（本人以外の者の申立て）

- 第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソンに対し、申立てを行うことができる。

- 2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所
- (3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (4) その他規則で定める事項

### 第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

- 第 15 条 人権オンブズパーソンは、申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。
- 2 前項の場合において、申立てが前条第 1 項の規定によるものであるときは、同条第 2 項第 2 号の市民等の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。
- (1) 第 2 条第 2 項の規定に該当するとき。
- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から 3 年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- (5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- 4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者（以下「申立人」という。）に速やかに通知しなければならない。

（発意の調査）

- 第 16 条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。
- 2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。

（調査の中止等）

- 第 17 条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第 15 条第 2 項若しくは前条第 2 項の同意を得た者（以下「申立人等」という。）に速やかに通知しなければならない。

### 第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

- 第 18 条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。
- 3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。
- 4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。ただし、

次条第 6 項の規定により通知する場合は、この限りでない。

（市の機関に対する勧告等）

- 第 19 条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。
- 3 第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、第 1 項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるものとする。
- 5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から 60 日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。
- 6 人権オンブズパーソンは、第 1 項の規定により勧告したとき、第 2 項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。
- 7 人権オンブズパーソンは、第 2 項の規定による意見表明の内容を公表する。第 1 項の規定による勧告又は第 5 項の規定による報告の内容で必要があると認めるものについても同様とする。

（市民オンブズマンとの共同の勧告等）

- 第 20 条 人権オンブズパーソンは、前条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

### 第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

- 第 21 条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者（市の機関以外のものに限る。以下同じ。）に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。
- 2 第 18 条第 3 項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。
- 3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその他の調整（以下「調整」という。）を行うものとする。
- 4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。（事業者に対する要請等）
- 第 22 条 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。

3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オブズパーソンの意思を尊重しなければならない。

4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

#### 第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第23条 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

#### 第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

第24条 人権オブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

### 第5章 補則

(事務局)

第25条 人権オブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オブズマン条例（平成2年川崎市条例第22号）第21条に規定する事務局において処理する。

2 人権オブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

第26条 人権オブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。（平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オブズマン条例（平成2年川崎市条例第22号）第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行）  
(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。  
(検討)

3 市は、この条例の施行後適切な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (5)川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

平成27年3月31日  
26川市企第514号

(設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てるこことできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を目指し、本市における子ども・子育て施策について、府内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第5条 推進本部会議に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表2に掲げる検討部会を置く。

- 2 各検討部会は、別表第2に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。
- 3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

■資料編

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第 2（第 5 条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関すること 保育施策に関すること 幼児教育施策に関すること
こども支援部会	児童養護施策に関すること 母子保健施策に関すること 母子父子寡婦福祉施策に関すること
こども安全推進部会	青少年施策に関すること 子どもの権利施策に関すること 子どもの安全に関する総合的施策に関すること

事務局：企画課